

予算特別委員会記録	
開 会 年 月 日	平成 27 年 3 月 6 日
開 会 時 刻	午前 10 時 00 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 59 分
出 席 委 員 名	◎杉村定男 ○吉岡勝裕 北村 勝 楠木宏彦
	鈴木豊司 世 古明 辻 孝記 品川幸久
	山根隆司 西山則夫 浜口和久 山本正一
	中村豊治
	小山 敏（議長）
欠 席 委 員 名	
署 名 者	北村 勝 楠木宏彦
担 当 書 記	伊藤 亨
協 議 案 件	議案第 1 号平成 27 年度伊勢市一般会計予算外 9 件一括
説 明 者	市長 副市長 ほか関係参与

審査の経過ならびに概要

午前10時00分、杉村委員長開議を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に北村委員、楠木委員を指名。審査付託を受けた「議案第1号 平成27年度伊勢市一般会計予算」外9件一括を議題とし、議案第1号の審査を再開し、款3 民生費、項1 社会福祉費から款5 労働費、項1 労働諸費まで審査を終わり、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、9日午後1時30分から継続会議を開き、款6 農業水産費、項1 農業費、目1 農業委員会費から審査を続行することと決定、本日の出席者には会議通知をしないこととし、午後2時59分に散会した。

その概要は以下のとおりである。

開会 午前10時00分

◎杉村定男委員長

ただいまから予算特別委員会特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

会議録署名者は、北村委員、楠木委員の御両名にお願いいたします。

それでは、議案第1号平成27年度伊勢市一般会計予算外9件一括を議題といたします。

款3 民生費から審査を再開いたします。

74ページをお開きください。

民生費については項1 社会福祉費、項3 児童福祉費、項4 生活保護費、及び項5 人権政策費は目単位で、項2 老人福祉費、及び項6 国民年金費は項単位での審査をお願いいたします。

【款3 民生費】《項1 社会福祉費》〔目1 社会福祉総務費〕

○辻 孝記委員

77ページにございます臨時福祉給付金支給事業でございますが、この事業に関しまして、今年度、26年度に消費税のアップの関係から臨時福祉給付金がなされたというふうになっておりまして、一応これは1年度限りという形だったと思いますが、今年度も予算が盛り込まれております。

この経緯について少しお聞きしたいと思います。

●杉坂福祉総務課長

臨時福祉給付金につきましては、平成26年度につきましては、支給金が1万円、それから加算金5,000円がそれぞれ27、26年度で給付することになっております。

期間としましては8月1日から2月2日までの申請期間がありまして26年度はこれで終了しております。以上でございます。

○辻 孝記委員

今年度、26年度につきましては、受け付けは終わった、あと書類の手続きをやっているという状況なんだというふうに思います。

27年度に関しまして予算が組まれておりますが、聞くところによりますと、金額が変わったという話を聞いておりますが、どのような形に変わったのか教えてください。

●杉坂福祉総務課長

給付金の1万円が27年度には6,000円という形で、加算金はありませんというところが増えになっております。

○辻 孝記委員

26年度の給付対象者等ですね、それから、実際申請された数というのはどのように括まれているか教えてください。

●杉坂福祉総務課長

給付金の対象でございますけども、対象者が25,071人、それから申請者が20,560人で、申請率が82.01%という状況でございます。

○辻 孝記委員

今年度はそういった形で82%の方が申請されたというお話ですが、次、27年度、こういった給付金があるわけですので、やっぱり100%の方が申し込まれる、申請されるような形の手続方法というのはどういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。

●杉坂福祉総務課長

26年度におきましてもホームページ、それからケーブルテレビ、それから新聞の折り込みチラシ、それから三重テレビ、エフエム三重、フリーペーパー等、新聞広告も中日他6紙でそれぞれ周知させていただきまして、対象予定者には、市のほうから課税課と福祉総務課で連名で、個人通知という形で通知を出させていただきまして、申請を促しておるような状況でございます。

○辻 孝記委員

いろいろなメディアも使って広報、宣伝されたということで、わかりました。

この給付金ですね、せっかくあるわけですので、今回は前回と違って1万円と加算額が5,000円あって1万5,000円一人あたりいただけるのが、今回は6,000円だけというふうなお話になってしまうわけですが、そういった形の対象者がみえる以上ですね、通知に関しましても、1回で終わるんじゃなくって2回、3回と、あと何人だろうということも含めてですね、促してあげることも必要かというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

●杉坂福祉総務課長

三重県下で伊勢市でございますけども、個人勧奨という形で通知を7月と12月の2回出

させていただいております。

県下では通知を出していない市もございますので、伊勢市としては2回通知を出させていただいて促しておるような状況でございます。

○辻 孝記委員

臨時福祉給付金に関しましてはその程度にさせていただきたいと思いますが、生活困窮者自立支援の事業が、今回盛り込まれております。

今回新規という形もありますが、生活困窮者自立支援法の関係もございます、今回こういうふうな事業が盛り込まれたんだというふうに理解をしておりますが、この辺のところですね、どこまでの事業をされようとしているのか教えていただけますか。

●濱口生活支援課長

生活困窮者自立支援事業ですが、生活困窮者自立支援法がこの4月から施行されることになりました。それに伴いまして、自立相談支援事業、それから住宅確保給付金、就労準備支援事業、それから、学習支援事業の4項目をさせていただく予定にしております。以上です。

○辻 孝記委員

私は決算の時にも少し聞かせてもらいました。

生活困窮に陥るところ、最終手段としては生活保護ということがありますけれども、その以前のところでどう食い止めていくという、今回の生活困窮者自立支援法の考え方があるのかというふうに思っております。

そのときというのは、なかなか申請も役所へ行くこともよう行かないという方もみえるかと思っておりますが、そのところをカバーしていくためにもですね、何かこう、前回も聞かせてもらいましたが、フードバンク的なですね、食べることで体が困っているということも実際あるのかというふうに思っておりますが、その辺のところの考え方は、今回は盛り込まなかったんでしょうか。

●濱口生活支援課長

以前もフードバンクのお話をいただきまして、検討はさせていただきました。

その中で生活困窮者の事業という部分では、今回あげさせてはいただいてないんですけど、社会福祉扶助事業というところですね、急迫者の一時援護費というのをもららせていただいております。困窮の度合いに応じて、上限を1万円、対応させていただくような事業がありますので、市はちょっとそちらの方で対応させていただいて、今後につなげて行くような方向を考えさせていただいております。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、辻委員が生活困窮者自立支援事業について質問していただきましたけど、そのことについてもう少し御質問させていただきたいと思います。今年の4月からこの法律が施行ということで、ただ今年度、26年度にモデル事業としてもやっておられたと思うんですけども、まだ26年度終わってないので全体的にどうなのかということについては完全なところの返答は難しいかもしれませんが、今年度のこのモデル事業の成果、それから教訓など、どのように見ていただけてますでしょうか。

●濱口生活支援課長

自立支援モデル事業の関係になりますが、2月末現在で相談者の方が348件ございます。

うち、生活保護に申請いただいたのが113件。例年の保護相談と比べて若干ちょっと少なめの推移かなと、10%ぐらい少なめの推移かなと思っております。

それから、学習支援モデル事業については、対象者が中学生29人、高校生が25人に対しまして、訪問が中学生で26人、高校が今18人の対応をさせていただいております。

支援が必要な方には、その後も継続して対応させていただいておるところで、生活保護者の部分については全員、また保護以外の困窮の方については、学校といろいろ協議させていただいた中で訪問させていただいておるような状況です。

就労準備支援、就労訓練モデル事業については、支援者が今13人になりました。これは1月末現在の数字になります。

協力企業が12人ということで対応させていただいていますが、2月については、また支援の人数が増えている状況で、今集計中ということになっております。

○楠木宏彦委員

今、348件の方が相談に見えて、113件生活保護に移られたという話なんですけれども、実際に必要な方、これ以外にも相談にみえない方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、そういった方々をどのように把握するかという非常に大事な課題だと思うんですけども、民生委員だとか自治会などとの連携などはあるんでしょうか。

●濱口生活支援課長

特に直接の連携というのはさせていただいていませんが、民生委員の協議会の会議のところでも御紹介させていただきまして、何かまたありましたら御相談をいただくようお願いもさせていただいておるところでございます。

○楠木宏彦委員

こういう問題に対して市政としても、非常に感受性が問われるところだと思いますので、その辺はしっかりと捉えていけるような体制をよろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、住居確保給付金の事業がありますけれども、家賃相当額を支給しかつ就労支援を行うということなんですけれども、家賃支給の条件というのはございますでしょうか。収入あるいは貯蓄、それからどれだけの期間支援していただけるのかというような問題についていかがでしょうか。

●濱口生活支援課長

期間のほうは一旦3カ月を目安にしております。それから最大が9カ月というところの事業になっております。

世帯に応じての所得の基準がちょっと変わりますので、そのあたり細かい話はさせていただいてないんですけども、一定水準以下の方に対しての支給ということでさせていただいております。

○楠木宏彦委員

この問題最後にしますけども、先ほど学習支援の数をあげていただきましたけれども、教育委員会の資料によりますとですね、要保護の世帯に属します、つまり生活保護を受けていらっしゃる世帯に属する子供の数、小中合わせて60人いらっしゃるんですけども、この子供たちは、学習支援の対象にはなっていないのかどうか、先ほど言われたのは中学校と高校生なんですけど、小学生は入らないんでしょうか。それも含めてお願いします。

●濱口生活支援課長

モデル事業の部分では中学生と、それから高校生の中退防止ということで対応させていただきましたので、小学生については今回対応させていただいておりません。

○楠木宏彦委員

今、申し上げた生活保護を受けている世帯の子供たち全体についてはどうなのでしょう。小中あわせて60人だけでも、中学生が26人いらっしゃるんですけども、すべては含まれているのでしょうか。

●濱口生活支援課長

生活保護世帯については全員を対応させていただいて、面接をさせていただいく方向にさせていただいています。

●鈴木健康福祉部長

先ほどの辻議員からの御質問の中でフードバンクについてお話がありました。

私どものほうでは、生活困窮者自立支援の相談等々において、まだまだこれからちょっと研究していく部分があるんですけども、フードバンクについてはそういった活用も考えておると、検討しておるということでよろしく願いいたします。補足の説明でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

今、辻委員と楠木委員も聞かれましたので、1点だけ確認だけお願いしたいと思います。

この困窮者の方の自立ということで、支援をしてやっていく中で、今、世帯単位で判断するという話あったんですけども、例えば世帯じゃなくて個人ですね、個人単位でこういう困窮に至っているという場合の支援はどのように行っているのか、この支援を受けられる判断材料になるのか、お聞かせ願えませんでしょうか。

●濱口生活支援課長

生活保護の関係で世帯単位という単位がございます。

ただ生活困窮の部分については、世帯で収入がある方も含まれながら、表に出てこないという部分も確かにたくさんあるんかと思っております。

ただ、その中で、将来困窮につながるような事案については対応させていただくような方向になると思いますので、よろしくお願いします。

○北村 勝委員

複雑な家庭環境があって、ここに相談させていただく形の方もあるのかなと思うときに、そういった資産とか収入の調査ですね、個人でやった場合はそういった判断をされる部分、どこまでされるのかなっていう気がするんですけども、そういった相談していただいて、実際に支援をしていただくような形でまたお願いしたいと思いますので、そういった幅の広い、支援のほうをお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

3の社会福祉関係団体育成事業のところで、民生委員さんと保護司さんの活動費が載っております。

昨年度の予算では民生委員さんが2,009万5,000円、今年は2,227万5,000円、保護司さんが昨年が56万円、それが今49万6,000円ということになっておる。この内容的なものを教えていただきたいと思います。

●杉坂福祉総務課長

(1)の民生委員児童委員活動経費でございますが、2,227万5,000円、これにつきましては民生委員さんの毎月の活動費、4,850円かけることの定数の302名、それから各12地区の会長さんの毎月の理事会、役員会がございますので、月500円の活動費ということで、それぞれで会長さんの12人分を計上しております。

今年度27年度につきましては活動補助金という形で、各民生委員さんが、各地区で定例会がございますのでそちらのほうで活動なり、研修をしていただいておりますので、月500円の活動費ということであげさせていただいたところと、それから周知啓発をさせて

いただく中で、リーフレットの印刷製本費を30万円ほど上げさせていただいて、今の定例会活動費につきましては、180万円ぐらいの増になってございます。

それと、保護費でございますけども、それぞれ保護司さんの研修費等の旅費、それから保護司会の連合会費、中部保護司会連盟会費等々の協議会の会費を市のほうで負担しているような状況の合計になっております。

○品川幸久委員

一人頭4,850円というということですよ。民生委員さんはね。

あり方検討会の中でも民生委員さん全員にアンケートを取ってですね、私もその中に入ってたんで見ておるんですけど、報償費については、プライドというかボランティアの精神が非常に強くてですね、なかなか、お金を上げてくれという意見は少なかったですね。

しかし、この間から私どもも各地域に議員がおりて、いろんな市民の方と懇談会、報告会をしとる中でですね、やはり自治会長さんが出てくれる機会が多いです。

その時にやっぱり問題になるのが民生委員さんの選出の問題と、やはりこういう報償の問題ですね。お金が少ないじゃないかということストレートに聞かれることがあります。

この点で今回、500円アップしていただいたという非常にありがたいことなんですけど、最近、ほとんど連絡をとるにしてもですね、その家へ行っても鍵がかかっておる、どうしても電話で連絡せなあかん、そうすると皆携帯で電話しますよね。

携帯代考えるとね、こういう本当にお金というは微々たるものになってくると思うんですね。将来的にもっとご意見も中で聞いてですね、先ほど、前のときも言わせていただいたんですけど、民生委員さん同士が話をするとところに市も出向いて、どういう意見を持っておられるのかっていうのをね、それぞれ聞いていただいて、そういうところの意見もどうなんやろなということで、実はもうちょっと本当は上げてほしいんやわというお話もあると思うんですね。そういうところも含めて取り組んでいただきたいと思います。

保護司さんのほうは、そういうお金が全然出なかったんですけど、保護司さんのほうに対してはそういうお金は出てないんですかね。

●杉坂福祉総務課長

保護司さんにつきましては、事務局は福祉総務課で担当しておりますけども、国のほうの保護観察庁のほうから旅費なり、日当なりが支給されております。

ですので、うちのほうは、研修なり、事務的なことの手助けをさせていただいておるといような状況でございます。

○品川幸久委員

保護司さんも本当に大変なお仕事なんでね、なり手も少ないし、本当犯罪が少なくなればいいんですけど、地道にね、犯罪無くす運動もされております。そこらへんも含めてね、やっぱりもうちょっとPR的なもの、年にいっぺんくらいかな、そういうPRみたいななんが出ますけどね、市のほうもね、事務局受けとるだけと違ってね、ちょっとがんばっていただきたいていそんなふうに思いますけど、そこら辺はどうでしょうか。

●杉坂福祉総務課長

保護司さんの1年間の活動としましては7月の社会を明るくする運動、宇治山田駅と明野駅等でティッシュでPRさせていただいたり、あとは新道の夜店であったり、それから護摩さんであったりというところでPRをさせていただいて、保護司がこういう活動をするよというような意味合いでPRをさせていただくような状況でございます。

○品川幸久委員

その社会を明るくする運動というのはわかってますんさ、私らも。保護司さんがいったいどんな仕事なんかっていうところね。

例えば、犯罪を犯した人が保護司さんに預けられてね、月に何回面談をしてというようなことを言うと、非常に大変なお仕事やったっていうことはわかっておられると思うんでね、その点も含めてね、別にそんなことを発表せえとは言いませんけど、その思いもとってね、もうちょっとこう、積極的に市のほうも関わっていただきたいということを今ちょっと言わせていただいたんで、よろしくお願いします。

●鈴木健康副支部長

保護司さん、民生委員さんにつきましても、広報等で周知等をさせていただいておりますし、そういったことも勘案しながら保護司さんについても、こういった活動していただいておりますかということについては、またPRのほうを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

山本委員。

○山本正一委員

この項で出産資金貸付事業というのがあるんですが、予算説明書を見ておりますと新規ということでもないんで、これいつごろから始まって、いくらまで貸し付けて、どんな段取りで返済してくんやということをちょっと教えてもらえたらありがたいなと、このように思いますのでよろしくお願いします。

●中居医療保険課長

ただいまの山本委員の出産資金貸付事業についてお答えいたします。

この事業が始まりましたのは、平成17年11月からということで把握をしております。

合併以前は、社会福祉協議会のほうで行っておったものを合併以降、市のほうで事業として取り組んでおるということでございます。

金額といたしましては、出産育児一時金が42万円ということになっておりまして、その100分の80、8割を資金として貸し付けるということでございます。

実績といたしましては、平成23年度に1件、申請がございました。24年度、25年度、26年度についてはゼロというところでございます。

返済につきましては、この出産育児一時金が支払われるというところから、それを充当するという形でもって、返済をしていただいておりますということでございます。

○山本正一委員

概ねわかったんですが、社会福祉協議会からの引継ぎやと、こういうことなんですが、今少子化と言われとるなかで、これがあまり市民にPRされとらんのと違うのかな。やっぱり出産とか育児というのはかなり金をかけてかんと、これ予算書見とっても33万6,000円、今聞いとりますと42万の8掛けという話なんですが、それで1人とか2人ということとは、普通では考えられませんわなこれ。

やっぱり出産するときに、僕いくらか知りませんが30万か40万円のお金があるときに、これは困ったなというなかで、やっぱり市のほうからえらいときに貸し付けてくれるんやと、非常に助かったんやと。

まだ、私の考えやと利子もいると思うんですが、利子もとらんと、やっぱりこれをもっと大きな捕らえ方をしてかんと、少子化と言うとるにも関わらず、ここら辺をおろそかにしとると、子供をこれに頼って産むということではないんですが、助かったということになると、ええ事業があるんやということにならんのかなと、そこら辺ちょっとどうですか。

●中居医療保険課長

基本的には、国保のほうから出産をされる方につきましては、医療機関に直接出産資金については支払うということで、それが42万円ということでございますが、それが、一時的に医療機関から支払いを求められたりというような場合に対応するというようなものでございまして、通常の分娩等であれば、出産後、直接国保のほうから、医療機関に出産育児一時金については支払う制度になっておりますことから、利用が少ないということで把握をしておりますが、今後、ホームページや広報等でそういったPRは引き続き、行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします

○山本正一委員

概ねわからんではないんですが、それで国保のほうから入るんやというようなことであれば、もうこの33万ぐらい削ったらどうですんや。ややこしいわな。

この事業があるにもかかわらず、何年かで1人とか2人ということやると、余り利用されとらんということですよ。あまり周知がなされておらんし、利用されとらんことをいつまでも出しとつてもいかなもんな。

そこら辺の決断をもうやめるんやったらやめる、もっとこれを広く、伊勢市は別枠でも貸付制度があるんやということの判断をしてかんと、なかなかやっぱり大きな問題ですに。

少子化という大きな枠の中での話やで、まさにこれ出産資金貸付事業と、こう書いてあるんやで、やっぱり出産する時には市からこのぐらいのことがあるんやということが大事やと思うんですが。利用者が少ないというのはやっぱりPRが悪いのか、そっちのほうであるもので、これは余り必要とせんのかと、それやったらやめやないかんし、いっぺんそこらへんの見解を。

●江原健康福祉部次長

ただいま御指摘いただいた点でございますが、出産に準備される方いろいろあるかと思ひますし、いろいろなお金の使い方あるかと思ひます。

少子高齢化、取り組んでいくというふうな市の姿勢というのもございますので、さらにPRさせていただいて、皆さんが使っていただきやすいような形をとっていきたい。少子高齢化へのためやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますお願いいたします。

〔目2 障害者福祉費〕

○山根隆司委員

障害者生活介護施設等整備補助金についてお尋ねいたします。

重要な施設なんだと思っております。生活介護、短期入所この点におきまして、施設整備等の交付が現在出てますが、どのような数が必要かと当局は思っておりますか。

●中村高齢・障がい福祉課長

生活介護、それから短期入所の整備について、施設数がどの程度必要かという御質問でございます。

障害の施設につきましては、計画におきまして、利用者数を計画を立てて数値を立てているところなんです、介護保険のように施設数を表示しているものではございません。

その中で、この必要数といいますのが、生活介護というのが、市外に通っていらっしゃる利用者の方というのが16名程度いらっしゃるということがございます。

それから、市内のお子さんでわかば学園、特別支援学校に通っていらっしゃる方々が、今後卒業されるという見込みもございますことから、この生活介護、あるいは短期入所の施設が必要であるということで、今回、あげさせていただいたところでございます。

○山根隆司委員

こういう形の施設というのは、本当にあればありがたい施設。なければ、本当に困る状況だと思います。

やはりこういう形で、やっぱり何らかの形でこの事業としてやっていく中で、今後として、卒業される方とかいろんな形で生活介護、短期入所される方につきまして、市として今後、見通しとして、展開はどのように、方針として考えているか、その点だけお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

今後の施設についての方向性でございますけれども、今回あげさせていただいた補助金の施設につきましては、障がいの知的の重度の利用者を受け入れていただくということがございますけれども、身体障がいをお持ちの方の生活介護の施設ということについても、今後必要であるというふうに考えております。

そのようなことから、この生活介護につきまして、民間事業者による市内での整備計画が推進されますように、こういった補助の周知、あるいは情報提供などを行いながら、今

後、さまざまな支援をしていきたいと考えているところでございます。

○山根隆司委員

重要やということでございます。本当に前向きな答弁でありありがとうございます。

重要な施設として、また補助率に関しても再度検討のほどよろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今の山根委員のほうから言っていただきました、障害者生活介護施設等整備補助金について質問させていただきます。

これ、今の課長のほうから言及もありましたけれども、特別支援学校玉城わかば学園。ここの関係者から昨年9月の議会で請願があり、それがこの議会で採択された。そのことから、こういうふうな施設の整備が必要であるということで、あげていただいているんだと思うので、非常にこれで親御さん方もですね、安心できるというか、そういうふうになってきていると思うんですけれども、この建物これから整備していくということのようなんですけれども、利用に当たって、まずどの程度の費用、負担ですね、利用者の負担はどの程度になるんでしょうか。

●中村高齢・障がい福祉課長

障がい福祉サービスを受けていただくにあたっての利用者の負担ということでございますが、基本的には1割の負担をお願いをすることになっておりますけれども、例えば、生活保護を受けていらっしゃる方とか、非課税の方につきましては、それは、その負担というのはございません。そのような状況でございます。

○楠木宏彦委員

これは国と県との協調補助事業ということなんですけれども、今後の整備のスケジュールはどのようになってますでしょうか。

●中村高齢・障がい福祉課長

この補助事業につきましては、現在、整備計画を昨年県のほうに提出をいたしましたところ、県の選定については受けることができたんですけれども、県から国へ今あげていただいている状況でございます。来年の夏ごろには、それが決定をされる見込みとなっておりますが、まだ現時点におきましては、国県の補助が決定という状況でございます。もし、決定をされましたら、来年の夏以降に準備を進めていただく予定でございます。

○楠木宏彦委員

来年度の夏ということですね。つまりことしの夏ということですね。

●中村高齢・障がい福祉課長

失礼いたしました。来年度ということでございます。27年ということでございます。

○楠木宏彦委員

このように折角ね、予算化もしていただいているんですから、国の審査も通るようにして何とか努力していただいて、滞りなく進められるようによろしくお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

私も、障害者生活介護施設等整備補助金、山根委員からも、楠木委員からもお話がありまして、大体のことは聞いていただいたかなと思っております。

これは先ほど楠木委員からも話がありましたが、来年度中にですね27年度中に建設をされるという形になっていくのかなというふうに思いますが。それでまず、開所というかですね、それは時期としてはいつになるのかだけ、まず確認させてください。

●中村高齢・障がい福祉課長

来年度、国の選定がおりましたら、実際、民間の事業者さんのほうで建設を進められることになると思いますので、27年度中に準備を進められて、28年度からの開設になると想定をいたしているところでございます。

○辻 孝記委員

28年度から実質スタートされるという形になろうかというふうに思っておりますが、この施設、場所的なこともあるかわかりませんが、必要な施設だと私も思っております、またもう一つ大事なことをですね、福祉避難所という形の提携も必要かなというふうに思っておりますが、そのところの施設的には可能なかどうかお聞きしたいと思います。

●中村高齢・障がい福祉課長

事前に県に整備計画を提出する際に、防災の視点での条件というのも、それはクリアしているところでございます。

○辻 孝記委員

私が聞いたかったのは、防災的な部分がクリアされてるんですが、これからですね、市と協定を結ぶという仲をつくっていただきたいと、福祉避難所としてのですね、ことができるのかどうかということをお聞きしたいんです。

●中村高齢・障がい福祉課長

福祉避難所要援護者支援施設という指定につきましては、危機管理課と関係課とも調整をさせていただきながら、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○辻 孝記委員

よろしくお願いいたします。

危機管理ともしっかりと打ち合わせをしていただきながらやってもらいたいと思います。

次なんです、社会的事業所のほうを先にさせていただきたいと思いますが、社会的事業創業支援事業補助金が出ております。150万の予算が出ております。これは以前私も一般質問をさせていただいて、三重県が進めている社会的事業所をやったらどうかということを、進めたらどうかという話をさせていただきましたが、そういう手を挙げてくれるところがあるんだなというふうに喜んでおるところでございます。

この規模というのは、大体どのくらいの規模をお考えになっておるのかお聞きしたいと思います。

●中村高齢・障がい福祉課長

今回計上させていただきました社会的事業所の規模については、現在、民間の方から御相談はいただきましたが、具体的にどの程度の規模、どういうところで開設するというところまでは、現在は、まだ把握はいたしておりません。

準備といたしまして、県の要綱に基づいて市もその準備をさせていただくということで、今回計上させていただいたものでございます。

○辻 孝記委員

今回、そういった形で手を挙げられたので、その準備の予算として盛っておると、ですよ、実際その額では少ない額と思っておりますので、今後、そういった方々に対しまして、しっかり支援をしてあげてほしいなというふうに思っております。

それから、障がい者の方の雇用ということで、しっかり創出できる体制になるかというふうに思っておりますので、これは期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、障害者地域生活支援事業のお金が出ております。これですね、障害者相談支援センターの運営業務で基幹相談センター、及び3カ所の地域相談支援センターに相談に応じてということで、情報提供を行いますというふうな話が出ておりますけれども、障がい者の方々、さまざまな方がみえるわけでございまして、障がいをお持ちの方から伺いますと、この事業をされて担当の方がですね、例えばかわってしまうと、自分とはなかなか意見とか対話ができなくなってしまうということがある可能性があると思うんですが、そういったところをどのような解決方法をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

●中村高齢・障がい福祉課長

相談員さんがかわることによって、障がいをお持ちの方が非常になじみにくいところがあるのではないかと、それに対してどのような対応を考えているかというところでございますが、今回2カ所、新たに設置をいたしました相談センターにかわっていただくに当たり

ましては、現在相談を受けておりますフクシアという、基幹相談支援センターと地域相談支援センターの併設しております相談センターでございますけども、その相談員が一緒に、それぞれ創設をした地域相談支援センターの相談員さんと同行をして、その障がいのある方にかわりますということを御理解いただくまで、今それぞれで引き継ぎをしているところでございます。

委員仰せのように、障がいの特性によって、そのあたり非常に敏感な方もございますので、その点につきましては、配慮していきたいというふうに考えているところでございます。

○辻 孝記委員

その配慮をされるということで。ただ、3カ所っていうことがありましたものですからね、その地域分けをされてしまうと、大変になってしまうのかなと思っておりますものですから、その辺をやっぱりクリアにしていけないとですね、やっぱり障がい者の側から見たときの、サービス提供されてもですね、なかなかそのサービスを受けてもいかなものかなっていうふうに思われては意味がないなというふうに思っておりますので、その点、しかと取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

●中村高齢・障がい福祉課長

委員仰せのように、1番大切な部分であると認識をいたしておりますので、相談員さんとも、情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○辻 孝記委員

もう1点、ここにですね、意思疎通支援事業がございます。

意思疎通支援に関しましては、例えばろうあ者に関しましては、手話通訳等あります。

ここに書いてあります手話通訳とか要約筆記者等ですね、意思の疎通を行う派遣などを行っておるといふようなお話が書いてありますが、手話通訳、この間も手話言語法の問題とかですね、条例をつくるとかいう話が本会議でも、吉井議員からもでておりました。要約筆記等のところが段々弱くなってきているのかなというふうに私実感としてあるんですが、その辺は取り組みとしてどのようにお考えでしょうか。

●中村高齢・障がい福祉課長

要約筆記に関しての取り組みが弱くなってきているのではないかと、御懸念をいただいているところでございますが、手話通訳あるいは要約筆記に関しましては、委員会をつくりまして、当事者とそれからその要約筆記をしていただくボランティアの方々との会議の中で、何をどうしていくかということを検討して、実際にそういった要約筆記をしていただく方の研修を実施をしたり、あるいは、その中での課題を検討しているところでございます。

今後、障害者差別解消法が28年4月から施行となりますので、それに向けて、それぞれの障がいごとのどういう課題があるのかということ、また当事者の方の御意見をお伺いしながら、いろいろな障がいに応じた今後の対応をしてまいりますので、よろしくお願い

いたします。

○辻 孝記委員

特に要約筆記の関係になりますと利用される方がですね、やっぱり難聴であったり、中途失聴者であったりとかいう形になるのかと思います。中途失聴者の方はわかっておられるので使われる方が多いかと思いますが、難聴の方がなかなかですね、自分はもう聞えやんもんでとか言ってしまって、なかなか利用する方が少ないのかなということを、そう感じてしまうんですが、その辺ところをもっと年齢が行けば行くほど聞こえにくくなってしまいうのがあろうかというふうに思っております。

そこのところですね、要約筆記のほうもしっかりノートテイク等の関係も含めてですが、取り組みのほうをお願いしたいなというふうに思っておるんですが、その辺の考えだけ聞かせてもらって終わります。

●中村高齢・障がい福祉課長

今仰せのさまざまな意思疎通の手段を、今後当事者の方の御意見もお伺いしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

1つだけ聞かせてください。

障害者外出支援事業というところでちょっとお聞きしたいんですけど。

これは重度とかいうんで、タクシーの補助金を出しておると思うんですけどね。

私もいろんなところで話を聞くとですね、たまたまこれ、ここで言っているのかわからないんですけど、家で倒れられた方がおってですね、それで、タクシーを呼んだと。状況を言ったらこういうことだというんで、タクシーが来ていただいたわけなんですけど。立ってない状況でおってですね、それを病院へ運ぶと。これ救急車呼べばよかったんですけど、そこまでの状況じゃなかったということで、したんですけど、タクシー運転手さん1人来てくれますよね。その人はおじいさんが倒れたんですけど、おばあさん1人しかいなかったと。運べないんですよね。それで、何とか近所の人に手伝ってもらって運んだと。

こんど病院へ行きますよね。病院いったら入院することでもないということで、帰ってくるときにまたこれタクシー呼ばないかんわけですよね。タクシーを1回呼ぶと結構お金がかかるんですよね。

今この障がいのほうはそういう方限定に、実はそういう補助があるんですけど、今、伊勢市のいう笑子幸齢化といって幸せに齢と書いて幸齢化を求めるっていうのであれば、その観点からももっと市は、その部分からもっと充実したことをやらないかんと思うんですよね。

タクシー会社さんにそういうところだけをお願いしますというのと違って、市自体がそ

うということにもっと力を入れないかと思うんですね。

なかなか重度のタクシー、利用もされておると思うんですけど、そこにお金は出したらいいいじゃない、というのじゃなくて、いろんな場面があるということも想定しながらちょっと取り組んでいただければ、もっと障がいのほうの外出支援としては、充実してくると思うんですね。

そこら辺ちょっと考えたことがあるんかないんか教えてください。

●中村高齢・障がい福祉課長

ただいまの障害をお持ちの方の外出に関連して、その場面に応じて、それぞれの対応を充実をするようにという御指摘をいただいたと思います。

障がいのおありの方の、今、外出支援事業につきましては、タクシー料金を助成しているということでございますけれども、今後、医療ということになるとまた別になるんですけれども、例えば障がいのそれぞれの種別によって、障害者差別解消法が施行になりますと、行政は義務づけられるんですけど事業所さんについても、そういう努力が求められます。

例えば、車椅子だからだめですよということは言えなくなります。

過度の負担がかからない範囲において、みんなが、そういった助け合いをしていこうというふうな流れになっているところでございます。

市としてどういうふうな取り組みかということになりますと、例えば、そのサービスについて福祉タクシーを呼んでいただくとか、あるいは、同行支援といった形でヘルパーさんに依頼をするとか、それぞれの障害の種別によってサービスの種類も異なってまいります、そのような、選択肢に応じたサービスを提供させていただくという形で、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○品川幸久委員

言うことはわかるんですよ。ただ、病院に行ったときに障がいになっておるかもわからないですよ。障がいになっておる方はそういうことが全部わかっておってですね、ヘルパーさん頼んだ、これ使ったらお金の補助がくるということはあるんですけど、急になられた方がなんかは全くわからない中で、今老老介護っていうてですね、本当におじいさんとおばあさんが2人きりで住んで、おじいさん倒れたわ、大変やわって言うようなことで、思うとね、やっぱりそういうところをもっと事細かく市民の皆さんに、こういうときはこうしたら、かといって安易に救急車呼んでもうたら困りますよということは片方言うとするわけですよ。

そういうところはちょっと丁寧なというか、いろんなことをPRしながら、こういうこともありますよということを、ぜひとも市民の方にPRしていただきたいと思います。

〔目 3 医療支給費〕 発言なし

〔目 4 遺家族等援護費〕 発言なし

〔目 5 心身障害児通園施設費〕

○山根隆司委員

この中で、障害児相談支援事業についてお尋ねいたします。

事業の位置づけとして、相談支援体制の充実ということをタイトルにあげております。

生活課題とサービスの向上の意向ということで、相談支援体制として実際この充実する中で、どこまでどのような形でできるのか、ちょっと考え方だけ教えてください。

●藤原こども課長

障害児相談支援事業につきましては、児童福祉法の一部改正によりまして、障害児通所支援を利用するためには、支援の一環として市での支給決定の際に障害児支援利用計画を作成することが必須となります。

その計画案を保護者とともに作成していくのが、この障害児相談支援事業所でございます。児童本人とその家族との面接であったりとか、家庭訪問により心身の状況、あるいは日常生活の状況等を把握しまして、サービスの利用規模を伺いながら、適切なサービスの組み合わせを計画をしていくというのでございます。

この計画を活用する利点としましては、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができること、また一つの計画をもとに関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができること、また本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができることであります。

○山根隆司委員

計画の策定として知恵をかしていただけるんかなと思います。

これに対して需要の充足率ですか、どのように考えておるのか、どういうふうなところまでいっとるんですか。

●藤原こども課長

現在、児童で通所サービスを利用されておる方は約200人でございます。

障害児支援利用計画につきましては、サービスを利用するすべての児童が作成できるようにしたいと考えております。

この事業に関しまして、おおぞら児童園以外の相談支援事業所を利用される方もあるかと思しますので、おおぞら児童園におきましては、およそ180人程度と見込んでおります。

可能な限り需要に対応できるよう努めてまいります。

○山根隆司委員

大体200人の方が利用されるというところでございます。

これに対しまして今後として見込みですね、どの辺までこれに対してこの支援事業に対して見込んでおるんですか。その点だけお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

障がい児の方の計画相談につきましては、約200名現在いらっしゃいますけれども、おお

ぞら児童園のほうで立てない場合につきましては、ほかにも、障がい児の計画相談の事業所が3カ所ございますので、すべての方々に対応ができるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◎杉村定男委員長

他に御発言ありませんか。

目5心身障害児通園施設費の審査を終わります。

ここで10分間休憩させていただきます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

《項2 老人福祉費》

◎杉村定男委員長

休憩前に引き続き審査を続けます。

項2 老人福祉費について項一括で審査をお願いいたします。

御発言ありませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

老人クラブ補助金について少しお伺いしたいと思います。

現在、地域コミュニティーの中では、老人会の方々の活動分野といいますか、非常に幅広く活動していただけておるのが現状だと思います。

各地域に実際には、清掃とか、花を栽培していただいたり、見守りをしていただいたり、地域の活動では、本当に自治会の中でも、いろんな活動をやっていただけてですね、位置づけは大きいのではないかなと思います。

そういった中の老人会クラブということでございますが、当局のほうは、認識としてどのように捉えているのか、少しお聞きしたいと思います。

●中村高齢障がい福祉課長

老人会の活動に対しての認識でございますが、人生の先輩であります高齢者の方々の奉仕活動や地域の活動につきましては、非常に頭の下がる思いでございます。

そういった自主的な活動につきましては、側面的な支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○北村 勝委員

支援のほうということで、いろいろ考えていただけてですね、そういった取り組みをしていただけている中ですが、一方では、今、自治会のほうでは年金ですか、年金等の関係上、仕事を継続していただいている方が、そういった就労延長していただいている方や、趣味が多様化ということで多忙になっている方もみえます。それで、実際には会員の減少

が起きていると。

それで活動のほうがだんだん、頑張っていたいっているにもかかわらず、縮小傾向にあるということも現実には否めない状況が一方ではあります。

それで、そういった資金面で苦しくなっている現状、それで、お金の面だけではなくて事業に行き詰まりもですね、なってくるところも少しあるように聞いております。

そういったことを考えると行政の支援が今こそ必要ではないかなと。少子高齢化、高齢化の方々が、実際に地域を見守っていただく活動を支援することこそ大事なかなと思いますので、そういった支援、今、先ほど支援はしていただいているという状況の中ですが、そういった部分で、少し人が減るとか、なかなか活動が今まで以上になかなか難しい状況も一方ではある、ということをお認識していただいて、さらなる支援というのを考えていただければ、いいのかなと思うんですけど、そういったことを少しお聞かせ願いたいと思います。

●中村高齢障がい福祉課長

老人会の会員の皆様の減少という課題につきましては、会員の方々からも、あるいは連合老人会の方からもお伺いしているところでございます。

資金面の補助につきましてでございますけれども、現状会員お一人につき750円、その会員数をかけたものと、全体の連合会のほうに300万円ということと、それから特別地域貢献活動をされた、その活動に対しての補助というのも実施しているところでございます。

今後その資金面についての補助というのは、現状、非常に厳しいものもございましてけれども、さまざまな情報提供でありますとか、側面的な形で、一緒に支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○北村 勝委員

そういった資金面ではなかなか難しいということで、またいろんな形でですね、若い層がなかなか会に入らないという現状もございまして。

それで実際には、老人クラブが崩壊していけば、まず地域の疲弊していくことにもつながりかねないということです。

そのようにも思いますので、あわせててこ入れをお願いして、そういった活動が活発化までとはいわないけれども、支援の部分でてこ入れをいただいて、またぜひ今後につながるような取り組みをお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

83ページの地域支え合い体制づくり事業についてお聞かせをいただきたいんですけど。

200万円計上していただいておりますが、事業の内容とですね、この200万円というのは、節で負担金補助金及び交付金のところへ計上されておるという理解でいいかどうかそ

の辺お願いします。

●中村高齢障がい福祉課長

地域支え合い体制づくり事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、厚生まちづくりお買い物お助け隊と、それから、一色のコミュニティの食支援の会、この2カ所の事業でございます。

支出科目につきましては、負担金補助及び交付金でございます。

○鈴木豊司委員

県の事業で100%補助ということなんですけど、ですね。

●中村高齢者障がい福祉課長

この事業は、市単独の事業でございまして、県の補助事業を受けたところで地域の支え合いをしているところへの、市が継続して補助をしているものでございます。

○鈴木豊司委員

平成26年度にですね、私は地元の老人会のほうで安否確認のシステムを作るのに200万円補助をいただいて、したという記憶があるんですけども、県の100%補助ではなかったですかね。

●中村高齢障がい福祉課長

委員仰せのこの補助事業、県の補助事業につきましては、基金のあるところまで補助事業として募集がございましたが、26年度まで募集があったところでございますけれども、現在のところ27年度の募集は来ておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

○鈴木豊司委員

ちょっと26年度のことを聞かせて欲しいんですがね、事業終わった後ですね、26年度は100%補助だったと思うんですけども、市とか、県のかかわりってというのは、どのようになっているのですか。

例えば、追跡調査をしてもらうとか、事業の完了の確認をするとか、そういうかかわりがですね、どのようになっておるのか教えていただけませんか。

●中村高齢障がい福祉課長

この事業につきましては、申請をしていただくにあたりまして、その事業計画をどういう根拠でどういうことをしていくかということを提出をしていただきまして、その根拠に基づいて決定をしているという事業でございます。

具体的にその中身について、市のほうからどうこうということではございませんが、出していただいた実績につきましては、その補助事業として妥当であるかどうかということを実績報告書によりまして、それを確認をさせていただいているところでございます。

○鈴木豊司委員

書類では実績報告いただくということなのですが、言葉悪いですけど、出しっぱなし、もらいっぱなし、そんな感じではないんですかね。

●中村高齢障がい福祉課長

具体的に、その支援の方法につきましては、要請がございました場合には、情報提供等は支援をさせていただいているところでございますけれども、あくまでも地域の中での自発的なその活動に対しての支援ということでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。
辻委員。

○辻 孝記委員

緊急通報体制等整備事業で25年度決算では554万8,000円で、今回、674万3,000円という形で予算が組まれております。

だんだんこういう、緊急通報体制のシステムに関しましては、利用が増えることは当然考えられるわけですが、なかなか利用するに当たり厳しい審査があるような感じがするんですが、その点のところ緩和策とかいうのは考えてみえるんでしょうか。

●中村高齢障がい福祉課長

緊急通報装置の事業実施に当たってのその対象の方の条件の緩和策ということでございますが、現状としましては、この対象になる方というのは、お一人暮らしの高齢の方で日常生活に必要である方ということ確認させていただいた上で、そのような決定をさせていただいているところでございます。

どちらかといいますと、今後、地域の中でのこういった助け合いの仕組みといいますのは、介護保険の介護保険法の改正に伴いまして、地域の中での総合事業ということをして今後検討してまいりますので、こういった制度とともに、そういった支えあいの仕組みづくりについても検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○辻 孝記委員

わかりました。これも含めて地域包括ケアも含めてですが、考え方がかぶってるところがあるのかなというふうには思います。

ただ、今現在必要な方ですね、お一人暮らしで高齢者でやっぱり、自分が倒れたということがあったときにですね、そのときにも、そのあとに申請をしてもやっぱりだめですよと言われることがありましたもんですからね、そういったことをやっぱり、実際、緊急に通報したいのにできないという体制では意味がないのかなというふうに思ったもんですから、

それだけ、今後も検討を重ねていただきたいなというふうに思っております。

もう1点、救急医療情報キットの配備事業でございますが、これも25年度決算でいきますと、18万3,000円だったと思いますが、今回40万という形であろうかと思いますが、この辺は、こういった経緯があるのでしょうか。

●中村高齢障がい福祉課長

今回計上させていただきましたのは、これまでの実績に基づいて、件数を計上させていただいたものでございます。

○辻 孝記委員

配備する部分ではですね、これは新しい方に対しての配備という形で理解してよろしいでしょうか。

●中村高齢障がい福祉課長

救急キットに関しましては、新しい方と、それから、古くなったり、あるいは状況によって交換をした場合もございますので、そういったことも含めての件数でございます。

○辻 孝記委員

キットに関しましてはですね。当然先ほども課長から話がありましたように更新をせないかんとところもあるでしょうし、それから、当然、使い方によっては破損したり、そういったこともあろうかと思しますので、使いやすさということを、利用されている方々に対して広報していく必要があるんじゃないかというふうに思しますので、それだけしっかりとお願いしたいと思いますがいかがですか。

●中村高齢障がい福祉課長

救急キットといいますいろんな医療情報入れる筒につきましては、26年度に、これまでのものが非常にふにゃふにゃしてまして、使いにくいということで、使い勝手のいいものに変更させていただいたところでございます。

今後も、利用者の方々の御意見をお伺いしながら、効果的な広報をしつつ、皆さんに御利用を促進していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

《項3 児童福祉費》〔目1 児童福祉総務費〕

○世古 明委員

この項で放課後児童対策事業について教えてください。

保育所のほうは待機児童ということでいろいろ問題が全国で出てますけど、放課後児童学童クラブに入りたくても入れないというような待機児童という方が伊勢ではみえるのかみえないのか、教えていただけますか。

●藤原こども課長

放課後児童クラブにおける待機児の状況でございますが、平成27年度の募集を既に行っ

たところでございまして、この27年度4月の時点で、御希望に添えず待機をされるというお子様が合計しますと、17名というふうになっております。

○世古 明委員

17名みえるという方についてはですね、すぐには無理かもしれませんが対処方法というのはどのようにされているのがあれば教えてください。

●藤原こども課長

放課後児童クラブにつきましてはこれまでも、それぞれの小学校区に設置をするとともに、利用希望の多い地域におきましては、クラブをさらに増設する等の対応をしてきておるところでございますが、そういった施設面での新たなクラブが確保できないところにつきまして、現在このような待機の状態が生じておるものでございます。

今後、新たな増設につきましても、検討を進めてまいりたいと考えております。

○世古 明委員

申請をされて、それをみて17名というお答えをしていただいたんですが、保育所入る場合は就労条件とかそういう就労の証明みたいなものをつけながら状況確認すると思うんですが、放課後学童保育についてもそのような形で、保護者の方の就労等確認をされているのでしょうか。

●藤原こども課長

放課後児童クラブの利用に当たりましては、委員仰せのとおり、保護者の方が昼間就労等で留守をしておると、こういう家庭が対象となります。

その状況につきましては各クラブのほうで御確認をしていただいておりますが、その中で利用希望が多い場合は抽選を実施する等により、利用者を決定しておるといった状況でございます。

○世古 明委員

今のお答えをいただきますと、保護者の方の就労の状況については委託をしているところに任せて、市については関与していないということによろしいですか。

●藤原こども課長

その就労状況につきましては、各クラブの方で確認をしていただいておりますが、その状況について市のほうでは、就労していただいておりますということを前提としておりまして、詳しい状況までは市の方では確認をしておりません。

○世古 明委員

各委託されておるところで確認をしておる状況で、市でももう少し関与していただいて、これも子育てに対するひとつの支援方法ではないかなと思うんです。

やはり親御さん共働きで、子供をどうやって預けようというところに、預けるところが

ないとかないと子育て苦慮されると思いますので、今後はその辺も、市も、どこまで入るか非常に難しいところもありますけど、やはり学童保育というのは共働き、一人親家庭の方、そういう方が入れやないかんと思うし、そういう方がもし入れないという場合においては、子育て支援ほんとにこれでいいのかと思いますので、その辺の考えを最後に聞かせてください。

●藤原こども課長

就労状況につきましては、こういったように待機をしていただいておりますことから、市のほうにおきましても、それぞれのクラブと確認を進めてまいりたいと考えております。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

子育て支援事業の中の病児病後児の保育事業につきまして、お聞かせいただきたいんですが、この事業そのものはずっと以前からやってもらっていると思うんですけど、この度、子育て環境の充実ということで、定住自立圏共生ビジョンに位置づけをされまして、1市5町で対応していこうということなんですが、まだスタートしたばかりでないかと思うんですけども、伊勢市以外の5町のほうからこちらへ利用されたというようなことはないでしょうか。

●藤原こども課長

近隣町からの御利用もいただいております。

実績としてございまして、その利用実績に応じて、それぞれの町から負担という形で伊勢市の方にいただいておりますというような状況でございます。

○鈴木豊司委員

今、答弁いただきましたので、実績があつてですね、それぞれ、町から負担をいただくということなんですが、その経費の負担の関係なんですけど、実際に利用された、該当する市町村だけが負担しているのか、それとも、その構成をしておる1市5町の全体で経費を負担していくのか、その辺はいかがですか。

●藤原こども課長

現在、それぞれの町の負担金といいますのは、利用の実績に応じて、御負担をいただいております。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私も学童保育のほうで聞かせていただきます。

予算決算になると、必ず、この学童保育のところで、各委員さん質問をされてます。

合併前からですね、家賃補助を上げよという話から始まって、今は公平性をとってくれということで、やっと来年ですか、公平性をとっていただけるというようなことになったんですけど、本来なら今回の予算でですね、公平性をとっていただかないかんのかなと思って、今ちょっと思っておりますが。大体5,000円面あわせすると3,000万の増額になると思うんですけど、なぜことしできなかったのか。理由があったら教えていただきたいと思っています。

●藤原こども課長

放課後児童クラブの利用料金について、公設民設の格差の解消に向けて検討をしてまいりました。その検討の中で、現在の公設クラブの利用料金を上げるということも一つの選択肢として考えてまいりました。その場合ですと、現在の公設クラブの指定管理期間が平成27年度末となっておることから、28年度における料金改定ということで検討を進めてまいりました。

検討結果としましては、公設クラブの料金を上げるのではなく、現在の公設クラブの利用水準に民設が合わせられるような形で調整をしていこうというふうな形で先般お示しをさせていただきました。

これに関して、平成27年度から実施をしていくにあたりましては、それぞれの民設クラブとの調整がまだ十分でございません。それぞれ民設クラブの料金におきましても、さまざまな設定がなされておることから、5,000円という公設の水準に合わせるために、どういった手法があるのか、各クラブとも十分な調整をしてまいりたいと考えております。

○品川幸久委員

そういう説明はね、ちょっとだめだと思いますよ。

おたくらが本当に長年やる気があってやってきてですね、本来なら私はこの公設を上げずにとというのはいかなもなかなと思ってますけど、公平性をとっていただいたんで、非常にありがたいんで、もうそれ以上のことは言いませんけど、ただ、そういうことはやろうと思ったらすぐにできる話ですね。

別に保育園と同じで、別に所得に合わせて全部やってもらっても、おたくらすぐにできるでしょう。それをわざわざ今から調整をせなあかんなんてことは、私いかなかなと思うんですけど。どうでしょう。

●藤原こども課長

現状としましてそれぞれの民設クラブの料金設定、先ほど申し上げましたが、例えば、兄弟での軽減があったりとか、学年によって料金体系を変えていたりとかさまざまでございます。そういった部分を統一していくというところで調整が必要と考えております。

また、運営の方針に関しても、各クラブさままでございます。職員の配置を手厚くしているところ、あるいは、施設面で充実をさせているところ、さまざまございまして、運営にかけておる経費もさまざまでございますことから、十分な調整が必要と考えておるものでございます。

○品川幸久委員

そこ言われるんでしたら、今公設民営でやられとるところと、民設民営でやられているところと、市から入っとるお金はいっしょというふうに考えてよろしいでしょうか。

○藤原こども課長

現在、公設に関しては指定管理という形をとっております。

委託料と民設クラブに対する市が補助しておる金額というのは、委員仰せのとおり、格差、差があるような現状でございます。

○品川幸久委員

そういうことは、1年かけてそれも調整するということですか。

●鈴木健康福祉部長

放課後児童クラブにつきましては、1小学校区で原則ひとつということで、子供さんが他の小学校区の放課後児童クラブのほうへ入りにくい状況であるということでもありますので、なかなかクラブを選択する余地が少ないということになりますので、できましたら利用者側から平等になるように、利用料金のほうで統一をしたいというふうに考えております。

そういったことでこの前の方針を出させていただいたわけですが、これまでも、どういった金額で設定するかというのを検討をさせていただいて、今回調整をさせていただいて、公設の料金に合わせていくというふうなことで方針とさせていただきました。

今後につきましては、おっしゃられるところもあるんですけども、放課後児童クラブさまざまな状況がありまして、この制度につきましては、放課後児童クラブの方へも御理解をいただいて協力をいただいてといったところもございますので、もうしばらくちょっとお時間をいただきたいというふうに思いますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○品川幸久委員

私が言うとするのはね、1年待ったところでね、今の現状のときに、今8,000円払ったら、3,000円を補てんしてあげればいいじゃないですかと。その間に1年間かけておたくらが調整して、やれば別に問題はないんじゃないですかということですよ。すぐに出来るということをするわけですね。

だれもこのことは、一生懸命市がやってくれて、公平性もとってくれた、みんな喜んでいますよ。なぜそれをすぐにしないのですか、ここだれも、皆さん反対するひとは1人もいないと思いますよ。

それをおたくらがそういうことを調整するために、1年間待ってっていうことは、今1年間通とる子はそんだけの金額を払わないかんということですよ。

今5,000円で行っとる人と、8,000円で行っとる人がおれば、この8,000円で行っとる人の、3,000円を埋めれば、5,000円に合せてあげたらよろしいということでしょう。それはおたくらすぐにはじけるじゃないですか。そこの学童保育に行って、何人来てますかっていうて、こんだけの分ですね、その分払ってあげれば済むことやないですか。

その間に、1年間あるんだったら、その間にお宅は何人の人を雇ってますよねっていうことも全部含めて調整すればいいじゃないですか。学童保育に通よとる子供には関係ないわけですね。

子供はそこのとこにそれしかないから行っとるという御答弁でしたでしょ。そこのところに、1万円払わな行けへんところしかないから1万円払っとるだけの話で、お宅らが調整するんやったら、ことしに関してはそこのところ5,000円補てんしてあげましょと。1年かけて全部一緒のようにしてもらったらいいいわけでしょ。だからスタートはすぐできるということですよ。

それを先に調整ありきでやろうと思うと、そうなるんですけど、せっかく方針出して、皆喜んでおるなんでそんなに時間をかけるんかな。おたくらの側の調整はおたくらの側で調整したらよろしいですよ。払とる子供らの側としては、お宅は8,000円払っとるんやったら、あんたらよそと同じように3,000円にしましょと、これで3,000万でしょ、大体かかる経費が。

1年待ってって言ってこの1年は一体何なんやと僕思いますよ。方針出したらさっさとやっていただいたら。なぜ子ども手当が出たときに、おたくらあんだだけの短期間で、あんなことやったわけでしょう。大変な事業やったと思いますよ。子ども手当が出たときは。そんなことができるんやったら、わずかなことやないですか。そこら辺どうでしょう。

●鈴木市長

品川委員のおっしゃることはもっともやというふうに思います。

一方では、先ほど世古委員からも御質問ありましたけども、実際に学童クラブによっては、なかなか入れてこないという環境もあります。

これまで学童保育に関する法律の解釈の中に、小学校3年生ぐらいまでという基準があったんですけども、それがもう撤廃して子供ら全てというような扱いになってまいりました。

そういった中で施設によっては、子供がたくさんおり過ぎて、もういつ怪我するかわからんような環境があったりとか、そういった施設的な状況もあったり、またその子供たちが実際に抽選で入れてこない状況もあって、値段を下げたことによって、なんや今の子らは、といった不公平感はどちらにせよ発生するかと思いますので、そういったことも含めながら一度ちょっと調整はさせていただきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○品川幸久委員

市長の言わんとすることもわかるんですけど、早期にね、方向性を出してね、やってい

ただきたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。
辻委員。

○辻 孝記委員

先ほども病児病後児保育について鈴木委員からも話があって、大体聞いてもらったんで結構でございますが、放課後児童クラブに関しましても、世古委員や品川委員から前向きな質問をされたと理解しておりますので、これ以上聞くことはないかと思いますが、もう一点だけ、子育て世帯臨時特例給付金、先ほど福祉給付金の話はしましたが、これもセットのものでございますので、今回どのような形になっておられるのか、お聞きしたいと思います。

●藤原こども課長

子育て世帯臨時特例給付金についてでございますが、平成26年度にも、同様の給付金がありました。こちらにつきまして引き続き、消費税率引き上げの影響踏まえて、子育て世帯に対して給付措置を行うものでございます。

平成26年度の給付金と違います点としましては、まずは、支給金額が対象児童1人につき1万円であったものが3,000円となります。

後ですね、対象となる児童が今年度、26年度の給付金におきましては、臨時福祉給付金の対象者を除くとされておりましたが、27年度におきましては臨時福祉給付金との併給が可能となる、そういったところが大きな違いでございます。

○辻 孝記委員

今回の場合は、臨時福祉給付金のほうとですね、セットでもらえるという改正があったということで理解もしております。

今回、対象者が前回、26年度に関しましてはどれぐらいあって、どれぐらいの申請があったのか、それと、来年度がこの予算ですからこの人数分だというふうに理解をしておりますけれども、まず今年度の広報の仕方と、その辺の人数のことを教えてください。

●藤原こども課長

26年度の給付金につきましては、広報等は臨時福祉給付金と同等に行ってまいりました。

その中で、対象児童数としましては、子供さんの養育関係というところが正確につかめないことから、明確な、対象となる人数は出てませんが、見込み数としましては私どもは1万5,220人という見込みを立てておりました。それに対しまして、申請をいただきましたのが97.8%でございます。そのうち、所得等の要件でございますので、支給対象となったのは、全体に対する94.2%をとなっております。

○辻 孝記委員

パーセンテージ的には即、たくさんの方が申請されたということと、対象者もですね、申請すれば、全部もらえるわけでありませんということも含めてですけども、分かりました。このことにつきましては、先ほどの臨時福祉給付金と同じようにしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

皆さん学童保育の部分で、御意見ありました。

最後に皆さんにかぶせたみたいな形でちょっと申しわけないんですが、先ほど市長さんから御答弁いただきまして、いろいろ早急に検討するみたいな形やったと思いますが、その中で、これ10年前合併のときの合併協定の中で、設置形態及び運営形態は当分の間現行どおりとし、将来は民営化の方向で検討する、設置形態も運営形態も民営化の方向で検討するというふうなことであります。

そういった状況の中で、指定管理で今現在やっておるというふうな公設の部分がありまして、27年度末までというふうな状況でございますので、その検討するときにですね、この経営形態も設置形態のほうもその検討の中にことし中に入れていただいて、検討していただきたいと思うんですがそこら辺の考えだけ、聞かせていただいて終わりたいと思います。

●藤原こども課長

放課後児童クラブにつきましては、公設の7クラブは指定管理という形で、民間事業者で実施をしていただいております。

委員仰せのとおり、これまで合併調整等の中でも、設置形態自体を民設とすることに関しましては、27年度末をもって満了となる現在の指定管理の更新時まで、その方向について検討することとしております。

現在の公設クラブにつきましては、当初公設で開設したクラブを、創意工夫を活かした利用者に対するサービスの向上と経費の縮減を目的に、施設の管理とともに事業を民間に委託する指定管理制度の手法によることとしてまいりました。

先ほどのお話でございますが、民設クラブの利用料を公設クラブの水準にできるよう調整をしていく考えをお示ししましたが、これによりまして公設と民設の格差も解消される方向に行くと考えております。指定管理から民設移行することによる他のメリットについて検討しまして、今後方向を定めたいと考えております。

〔目2 児童措置費〕 発言なし

〔目3 父母子福祉費〕 発言なし

〔目 4 児童福祉施設費〕 発言なし

〔目 5 児童館費〕 発言なし

《項 4 生活保護費》〔目 1 生活保護総務費〕

○中村豊治委員

生活保護に関して少し質問をさせていただきたいと思います。

伊勢市の生活保護の実態につきましては、御案内のように人口比率の約 1 % 程度が生活保護世帯、並びに生活保護を受けている人口ということになっておると思います。

全国的に調査をしてみますと、この生活保護を受けている全国平均が1.6から1.7%の人口比率ですね、そういうような実態がデータで出ているのが実態だというように思います。

伊勢市の場合、1 % という数字を見てみた場合、大変生活がしやすいのではないかという具合もこの数字から感じとられるということで、私自身、そういう具合に理解をしておるわけであります。

特に伊勢市の生活保護の状況を見てみますと、先ほど言いましたように約1,200名から1,300名、世帯数にすれば約1,000世帯程度という具合になっておるわけであります。その中で分析をしてみますと特に高齢者、それからひとり暮らしの世帯、つまり65歳以上の高齢者が約 5 割以上を占めてきておるし、例えばその中でも高齢者の 1 人で生活しておる方、この方についても約500人以上が、この1,200名の中で1人で生活されておると、こういうような、実態であるというふうに思っております。

そこでやっぱり心配をするのは、そのひとり世帯の中でですね、ひとりで生活しておると、非常に外にも出ない、隣との付き合いも非常に少ないと。

こういうようなことで、ここで、その生活保護の傾向というような形で言われておるのは、やっぱり高齢者に対しての見回り活動をやっけてかないかんやろと。

民生委員、介護サービスの職員が連携して、その世帯へ訪問せないかんやろと。そういうようなことを言われているんですけども、実態はどういうような実態ですか、教えてください。

●濱口生活支援課長

今、27年の 1 月現在で、全保護世帯が979件、そのうちの高齢者世帯が516件、そのうち単身世帯は478件というふうになっております。

生活保護の中ではケースワークで訪問指導というのがありまして、そちらで見守りをさせていただいてます。主に体に支障がない通常の生活を営んでいただいている世帯については、年に 2 回程度、それから、その方の状態に応じて必要があれば、またその都度行かさせていただくような形をとらせていただいております。

○中村豊治

特に今言われております 1 人住まいが478人ということで、単身世帯ですね。心配な部分はあるんですけども、特にこの一人世帯については、年 2 回程度見回りをされているというように、言われておるわけですけども、やっぱり心配なのその交流が少ない、

親族もないというような状況の中で、高齢者1人世帯での孤独死等々、心配な部分があるわけです。この点も含めて、できるだけ充実したそういうような見回りも含めてお願いしたいというふうに思っております。

そこで、もう少し質問をさせていただきたいのは、先ほど来議論されております、生活困窮者自立支援との関係ですね。これも少しこの生活保護の関係も含めて、整理していかないかんやろうというように思っております。特に今、1,979世帯の中で、やっぱり、母子家庭の問題とか、障がい者世帯の問題とか、その他の世帯、その他の世帯というのはどの程度ありますか。

●濱口生活支援課長

その他世帯については、同じ27年1月現在で108世帯となっております。

○中村豊治委員

これから当然生活保護もらっておってもですね、自立して働いて、そういう市民の皆さんと一緒に生活して行くということで、生活保護から卒業していかないかんというような方も中にはおると思うんですよ。そういう方に対して、自立支援というのはどのような形でやっておられますか。

●濱口生活支援課長

自立支援については、就労支援というところで就労できる方については、ぜひ就労していただいて、生活保護からの脱却、または、脱却できないに当たっても、どんだけでも、自分で収入を得ていただいた中で、生活保護の範囲でしていただくというような形で対応させていただいております。

○中村豊治委員

特にですね、今言われましたように生活保護からの脱却ということで、そういう自立支援をしていただいておりますということも理解をさせていただいております。

979世帯の中で108世帯、1割以上がそういうようなことで、その他ということで、この1割の方が自立できるというようなかたちを理解させていただいてよろしいわけですか。どのような状況なんですかね。

●濱口生活支援課長

はい、その他世帯については、実際の仕事がなく、収入がないという方が、おおかたになっております。そういう方については就労の支援をさせいただきながら、自立に向けて取り組んでいただいておりますというのが現状になります。

○中村豊治委員

就労がないということで、その就労支援をしていただいておりますところなんですけど、どうでしょうね、年間どの程度の方が自立されて生活保護から脱却されるのか、データがあれば教えてください。

●濱口生活支援課長

はい、26年度については、その中でも、確実に就労いただける方というのを選定させていただきまして、89名対象にさせていただきました。その中で就職された方は、現在13名で、就労による収入が増加で廃止になられた方が8名ということになっております。

○中村豊治委員

89名の中で21名の方がそういう形で卒業されたとういうふうに理解はさせていただきました。その他の世代の方についても、残っておる方についてもできるだけやっぱり自立支援ということで、積極的にやっぱり御指導いただいて、少なくしていただきたい、こんなことで終わりたいと思います。

●濱口生活支援課長

先ほどの就職者なんですが、39名です。支援外の就職された方もお見えでしてそちらが13名になります。すみません。失礼しました。

○中村豊治委員

もう一回整理してください。分かりやすく皆さんに。大事なところなんです。

●濱口生活支援課長

支援対象者とさせていただいた方89名です。その中で就職された方が39名、それから支援対象外の方なんですが、それでも就職できた方がみえまして、その方が13名おりました。ですので、合計が52名就職されました、生活保護者の方で。

〔目2 扶助費〕 発言なし

《項5 人権政策費》〔目1 人権政策管理費〕 発言なし

〔目2 人権啓発推進費〕

○西山則夫委員

このところで、非核平和推進事業について少し、質問をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり今年は戦後70周年ということでございまして、広島・長崎に原爆が投下されても、同じく70年目を迎えることになっています。

これまで、伊勢市のほうで非核平和推進事業、非核平和宣言都市を決めて取り組まれることについては評価をしているところなんです、実は、正直言いまして、市長の所信表明でですね、この節目の70年を迎えた今年、非核平和宣言に対する所信の一端があるかなと思って期待をして聞いておりましたが、人権という言葉はたくさん出てまいりましたが、残念ながら平和に関する言及はございませんでした。

これまでの70年、市長まだお若いのですべて70年を総括できるとは思いませんが、これまで平和を70年間享受してきた我々にとって、やはりそのことの重みは大変大きいだろ

うというふうに思っています。

そういった意味で、市長なりですね、市民へのメッセージとしてどのように考えているか、少しお聞かせいただきたいと思います。

●鈴木市長

西山委員仰せのとおり、70年目の節目の年ということで全国的にもさまざまな行事もされるというふうに伺っております。そういった中で、これまでほぼ毎年広島の方に向かいまして、伊勢市内の中学生の代表団とですね、現地の研修等も重ねてまいったところがございます。そういった中で、ことしは、私自身としては長崎にも行ったことがなかったものですから、長崎に出向いて追悼の念をですね、進めてまいりたいということを考えております。

また、他の事業につきましては、今後、検討できるというふうに考えております。

○西山則夫委員

これから聞こうかなと思っておったことを先にお答えいただいてですね、理念のほうが少し欠落をしているように思います。

一問一答で、今市長が答弁されたことよりもまず先に理念のほうを先に市長の思いを聞かせていただいて次への展開をさせていただきたいと思います。

●鈴木市長

先走りしすぎましてすいませんでした。

私自身も、戦争は当然知らない世代、親自身もそれぐらいの世代になってくるわけなんですけど、これまで日本が平和におれたおかげ、先人たちに感謝をすることも非常に大事でありますし、一方では、国外に目を向けますとなお、紛争から免れていない、様子も変わっていないそういった状況もございます。

そういったことから、やはりこう日本が安心して暮らせるような状況になったことをこれからも続けていける、そういったことも次世代に発信できるように考えております。

○西山則夫委員

ここにおるほとんどの方は一人、二人戦前生まれの方がお見えでございますけどもね、我々本当に享受をしていたということなんですね、本当に、戦争あるいは原爆含めてですね、そういった犠牲の上に立った我々の世代、社会があるということを、お互い認識をしていかなければならんと私は思っております。

そこで、市長先ほどは長崎に行ったことないんで、追悼に行きたいという御返事でした。

今回の事業予算では、前年どおりの予算立てでありますので、特に教育委員会費とかかわるかもわかりませんが、やはり子供たちが広島へ随分長く行って、第1番目に行った方はもう社会人になって、何かお聞きしますと、学校の先生になられたというようなことも、もう随分長い歴史があるので、いいんですが、ぜひこの70年という節目のときに、やはり今どおりの形ではなしに、少し、市として、具体的に施策を打つことができないものかどうかというような気持ちでおりますので、もう一度市長のお考えをお聞きかせ頂きた

いと思います。

●鈴木市長

70周年の節目の年ということで、どういったことができるのかですね、実行委員会の皆様とも御相談が必要かと思いますので今後検討課題とさせていただきたいと思います。

○西山則夫委員

1年間ですけれども、やはり焦点は8月になってくると思いますんで、そこら辺を含めて早期の検討をいただいて、具体策を出していただきたい、このように申し上げて終わりたいと思います。

《項6 国民年金事務費》 発言なし

◎杉村定男委員長

以上で民生費の審査を終わります。

審査の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時58分

【款4 衛生費】《項1 保健衛生費》〔目1保健衛生総務費〕

◎杉村定男委員長

休憩前に引き続き審査を続けます。

款4 衛生費の審査に入ります。

衛生費については、項1 保健衛生費、及び項2 清掃費ともに、目単位の審査でお願いいたします。

それでは、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費についての御審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

山根委員。

○山根隆司委員

この中で一般経費でお尋ねいたします。

昨年と対比するなかで4,000万円の増額となっております。4,000万円と莫大な金額になったわけなのでございますが、一体この4,000万円は、事業内容として何をしていくんか、その点をちょっとお聞かせをください。

●出口環境課長

先日2月10日に教育民生委員協議会で報告させていただきました、下水道の整備に伴う一般廃棄物の合理化の特別事業の関係で、改正をさせていただいたところです。その転廃交付金という形で、小俣の1業者に金銭支援をするものでございます。

○山根隆司委員

転廃交付金ということでお聞きしたんですけど、そういうような形で、これからそういうことが出てくると、そういうような手厚いもてなしというんですか、こういった格好で丁重な対応をこれからどんどんやっていく方向性で考えてよろしいでしょうか。

●出口環境課長

今までは代替業務という形で提供させていただきましたんですけども、今回初めて金銭支援という形でさせていただきます。今後、状況によりましたら、金銭支援ということも考えていきますので、よろしくお願いします。

○山根隆司委員

代替業務等いろんな形で今までやってきたのが従来の方針だと思うんですけど、今回金銭支援ということで、そういう形がいいのかなという、結果として出していただければありがたいし、そういった形もできると思いますが、やるとなればこれからもそういう形で丁重に扱っていただきたいと思います。

◎杉村定男委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

大事業の衛生一般事業の中で、中事業、環境教育推進事業につきましてお聞かせをいただきたいと思います。

これにつきましては、平成24年からでしたか、エネルギー教育を進められてきました。

27年度からそれも包括した中で環境教育全般について進めていくんやというようなお話でございます。予算計上20万なんですけど、金額の問題ではないと思うんですけど、20万円で何ができるんか、その辺ひとつお聞かせください。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、24年度から3年間エネルギー教育という形で教育委員会のほうで、36小・中学校区で実施をさせてもらったところでございます。

それと合せこの20万でございますけども、一つは、23年度、民間事業者と環境教育の締結を2事業所とさせていただきました。その後、今回ですけども1月にもう一民間事業者と教育環境教育の協定をさせてもらったところでございます。

この20万につきましては、そういう中で、地元大学と連携するという形で、大学とのすみ分けをさせてもらった金額で、私どもが20万を負担するという形で、地元大学と環境の充実を図るという形であげさせていただいておるところでございます。

○鈴木豊司委員

その大学のほうで、どのような取り組みをしていただけるのか。教えていただけますか。

●出口環境課長

今年度も試験的ではございますけども、実施をさせてきまして、6校14クラスで、一つは理科の授業で、生物多様性という言い方がいいかどうかわかりませんが、学校の授業に基づいた、いろいろな生きた生物を持ち込みまして、そこで生物多様性の部分につきましての議論というか、教育の中で実施されたところがございます。来年度も引き続いて実施をさせもらいたいという形で考えております。

○鈴木豊司委員

環境教育、たいへん重要やと思いますので、もっと充実をしていただくよう、お願いしたいと思うんですが、その辺のお考えがあればお願いします。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、今回の環境基本計画の中でも重要である重点施策としてあげさせていただきます。

今、民間事業者さんと、3事業者さんと協定をいたしておりますけども、いろんな事業者さんにも取り組みを進めさせてもらって、進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

2項目ばかりお願いしたいと思います。

生活排水対策事業のところの推進計画策定事業なんですけど、これどういうことをされるんですか。教えていただきたいと思います。

●出口環境課長

実は生活排水対策事業計画でございますけども、平成21年度に作成をさせていただきまして、来年度27年度が中間年度になっております。

そのことから、いろいろな施策をさせていただいたんですけども、まだ三重県におきます生活排水重点地域の指定を解除されておらないというところで、今回、また、三重県の生活排水アクションプランでありますとか、下水道計画の見直しをしたところがございますので、その辺を整合をとりながら改定をしたいという形で考えております。

○品川幸久委員

内容はわかりましたが、去年も環境基本計画策定事業として650万、今回また、生活排水のところで590万ですか。

コンサルにするのか、なんか知りませんよ。どうやってして策定していくのかわからない

んですけどね。そういうところはもうまとめてね、何かこう一つの策定事業に入れられないかなと思ってですね。

これは、もう年度が来とるんはわかっとるんでね。なんかこう、行政のやっとなるのは策定事業を計画するために支出しとるというのはね、いろんなところで計画事業というのはたくさん予算書に出てくるんですけど。なんかそういうものをつくるためだけで、支出しとるというのはちょっといかなもんかとずっと思っとなるんですけどね。

特に生活排水の場合は、今下水道の関係もあって、特に今水切り出すとか、ごみも皆一緒やと思うんですよね。

そういうところ全部共通してくるんでね、やっぱりある程度として、一括の中で策定事業を進められたらどうかなと思っておるんですけど、そこら辺はどうでしょうかね。

● 出口環境課長

年度の違いというのもございますので、その辺も次期計画につきましては、ちょっと研究をしていきたいと思います。

○ 品川幸久委員

もう一つ、太陽光発電促進事業なんですけど、今回また補正にも載ってくると思うんですけど、3月ぐらいから、うわさによると売電料というんですか、あれも下がるという話も聞いたことあるんですけど、そこら辺の動きはどうなんでしょうかね

● 出口環境課長

売電につきましては、3円ほど下がるということで聞いております。今、37円が33円になるということで聞いております。

○ 品川幸久委員

市がすることですんでね、売電が目当てということと違うということはわかっておるんですけどね、エコであったり、やっぱり20年間、15年間使えて、15年くらいで大体もとをとりますよと。これが20年たったらというような話でね、進めてきておるのにですね、逆に設置したら、なんか損したやないかというようなことになってしまうと、ちょっといかなのかなというそこら辺はね、ちょっと心配だったんで聞かせていただきました。

3円ぐらい下がるとなると、元を取るのに20年間ぐらいはかかってくると思うんです。

そこら辺も含めて、市がどこまで補助していいのかっていうふうところも考えて、CO₂廃止というような目的があるとすれば、そこら辺を大きく出していただけたらいいと思いますけど、そこら辺だけ最後に答えていただきたい。

● 出口環境課長

やはり、委員仰せのとおり、CO₂の削減という形でございますので、それも含めて、市民の皆さんに啓発させていただきたいと考えております。

◎ 杉村定男委員長

西山委員。

○西山則夫委員

先ほど鈴木委員からも出ましたんですが、環境教育推進事業で、少しかぶらないように質問させていただきたいと思います。

これは、小学生対象の環境教育の出前授業ということで、大変ありがたいことだと思うんですが、ここに主な企業名、大学は説明書に書かれておるわけですが、まず例えば、ここに記載されておりますので民間事業の名前を言ってもよいと思うのですが、京セラ株式会社様、中部電力株式会社様、株式会社第三銀行様で皇學館大学様ということで、三社一大学が提携を結んで実施されておる。先ほど鈴木委員の答弁で出ておりましたとおりでと思うんですが、できるならば、この四つのところはそれぞれのテーマはどのようにされて設定されておるのか、分かっておればお聞かせさせていただきたいと思います。

●出口環境課長

まず、3事業者ですけれども、先ず京セラ様ございますけれども、これにつきましては、太陽光パネルをつくっておりますので、その関係で太陽光パネルを中心とした再生可能エネルギーの部分についての授業ということで聞いております。

中部電力につきましては、電力でございますので、例えば、言われているところの中では、発電機を持ってきました、発電してどうやってエネルギーができるか、電気が発電できるかというところ、また、自転車等の発電を持って来まして体験をしていただく再生可能エネルギーについて、中部電力様はしていただいているということでございます。

それと、第三銀行様につきましては、27年度から実施予定でございます。これは三重県のほうでもやっておるんですが、キッズISO14000プログラムがございまして、その運用でやらせていただくという形で考えております。

それと、地元の皇學館大学ございますけれども、これにつきましては、今年度も実施させていただいたんですが、理科の授業で生物に対する啓発、生物がどのようになっていくかというところの部分で、出前事業をさせてもらったところでございます。

それを27年度も実施させようということでございます。

○西山則夫委員

それぞれ企業様にとりまして、それぞれの分野といいますか、特化した内容で行われているということについては理解をさせていただきました。

皇學館大学さんが生物のやつがどうなんかといことは、私にはよく理解できませんが、こういった企業が、それぞれ子どもたちに環境教育を行っていただくということは大変ありがたい、先ほど申し上げたとおりですが、特に地球温暖化という問題をテーマに、1番の事業目的の最初に記載をされておりますので、そこに行き着くのか、いやいやそれへ行き着くまでのいろんな環境問題を行って行って、そういった、子供たちに環境問題を知っていただくということに主眼を置かれているのか、少しそこら辺を切り分けてご説明いただけますか。

●出口環境課長

今のところは、まずは各学校へ環境教育自体の推進をさせていただきたいという形で考えております。

今後につきましては、委員仰せのとおり、地球温暖化という私どもの大目標もございますので、その辺のことにつきましては、今後、検討しながらやってきたいと考えております。

○西山則夫委員

そういうお答えいただきましたので、一定の理解をさせていただきますが、特に地球温暖化というと大変難しい問題でいろんな考え方も生まれてこようかと思うんです。特に多感な小学生の間に、そういったことが理解できるかということ、かなり難しい問題もあろうかと思っているんですが、そういった目的のために、実施されるということについては理解をしておきたいと思います。

もう1点、実は私の住まいの近所にも1工場、といったら固有名詞も会社の名前も分かると思うんですが、以前からずっと工場の中で環境委員会をつくって、地域住民の皆さんと年2回懇談会をしていただいています。それは自社の中での煙対策、あるいは粉じん対策、あるいはにおい対策等々を手がけていただいて、ほんとに地道に環境改善を図られている企業がございます。

私も毎回出席させていただいているんですが、私もずっと同じところ住んでおりますが、以前煙突からばい煙が出てね、窓に積もったり洗濯物に降りかかった。そういったことも改良されて、今、ガスで発電していただいて、そういったことは少なくなって、住民にとっては大変ありがたい施策を展開していただいていることは、環境部の方も御存じだというふうに理解をしておるんですが、実はこういった地道な努力をしていただいている事業運営を、やはり、市民の皆さんに知っていただきたいし、やはりこういった環境教育の場でも生かしていただければというふうに私は思っています。

ぜひそういった立場で、今、環境部のほうで認識をどのようにしていただいているか、少しお聞かせいただきたいと思います。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、この事業者、横浜ゴムさんと思っておりますけども、やっただいている事実はございます。それについていろいろな協力もさせていただいてまして、また、生物多様性ということで、すごく一生懸命されております。それにも関与させていただいて、やらせていただいております。

また、昨年ですけども、私どものEVの協議会の中で、三重交通さんが電気バスを導入されたということで、逆に横浜ゴムさんのほうからエコタイヤを贈呈されたと、それにつきましても、市長と鼎談をさせていただいて、広報にも載せていただいたと、そういう形でのPRもさせていただいています。

今後につきましては、また、横浜ゴムさんといろいろ協議をさせていただきながら、環境教育にも力を入れたいと考えています。

○西山則夫委員

今、課長言われたことを、これから質問しようと思ったことを全部お答えいただきましたので、それ以上申し上げませんが、大変な努力をいただいている、生物多様性についても、地道に研究をされて河川の水の問題、あるいは環境問題に取り組んでいただいていることは御紹介をしておきたいと思いますが、そういったことも含めて、三重交通の関係もあるんですけども、1番わかりやすく子供たちに教えていくのは、目に見えたこういったことだと。企業名言われましたが、年2回、地元の自治会の方、住民の皆さんからお声をいただいて、改善していくという事に取り組まれているということも、ぜひ市のほうでも受けとめていただいてね、もっと環境問題について、あるいは教育を、そういったところまで枠を広げて行ってね、提携をしなければならなかったら提携してもいいと思うんですよ。だからそういったことも含めて努力をしていただきたいことを申し上げて終わりたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にありませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

品川委員、西山委員が発言されました。2点だけ、簡単に質問をさせていただきたいと思います。

環境の啓発ですね、環境教育ということで、市長の提案にもございまして、力を入れていくんだということで、私、昨年の予算委員会でも、太陽光発電の普及促進事業で質問させていただきました。具体的に、新しくこの予算で取り組んでいただく太陽光発電普及促進事業、簡単に教えていただきたいと思います。

●出口環境課長

今年度の予算の太陽光発電でございすけども、基本的には昨年度と同じ、6万円の補助という形で考えています。ただ、件数的には、昨年度消費税の関係で前倒しというのがよくあったということで考えておりますので、件数的には昨年度より40件ほど減らさせていただいた200件で計上させていただいております。

それと、今回7号補正のほうで、太陽光発電の補助を予算計上させていただいてます。それにつきましては、本会議のほうでも御説明させていただいたと思うんですけども、地元企業さん、地元で施行という形で、既存住宅で16万の補助させていただくという形で考えております。

○北村 勝委員

そういった形で取り組んで、特に地元の企業ですかね、大事にさせていただきながら進めていただくということはあるがたいなと思います。

ただ一点ですね、昨年伺ったときに、もう1昨年前ですね、25年度、26年度、今年度という形で予算をあげていただいておりますが、その補助金の推移を少し教えていただきたいと思います。

思います。

● 出口環境課長

件数的に言いますと、24年度が356件、25年度が304件でございます。今、2月末で181件の件数でございます。

○ 北村 勝委員

補助金の金額を教えてくださいませんか。

● 出口環境課長

24年度、25年・26年度の補助金額は6万でございます。

○ 北村 勝委員

ただ、その前はですね、ちょっと金額的には私下がったらなと思うんですけども、昨年金額、金額の問題じゃないんですけども、普及をしていただきたい。とにかく環境教育ですね、こういった太陽光は目に見えて二酸化炭素の排出削減にも寄与するということで、そういった重点を継続してほしいということで話をさせてもらいました。

ただ、そのときはですね、ある程度、普及がされてきたんで、金額的な予算は減らしたと、そういう話がございまして、実際にはある程度伊勢のほうでは浸透してるんじゃないかなという話がございました。

ただ、ことはですね、新たに予算を立てていただく中で、重点というか、ある程度力を入れていたのと、そういう意味ではすごく感謝というか、こういった内容にですね、今までの思いが、こういったところに力を入れるんだなっていうのはわかるんですけど。ただ一つ気になるのは、ことしですね、6万円で入れた家が181件ですか、ございます。そういったところの整合性といいますか、入れたけども今度は地元を使う、それで充実してもっと行こうという人が増えてですね、こういった推進をされることは非常にいいことなんですけども、ことしに入れた方については、また昨年度入れた方については、もうちょっと待てばよかったかなという思いが生ずるといかなものかなというふうに感じますが、そのところ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

● 出口環境課長

委員仰せのとおりであるかと思いますが、今回の補正につきましても国等の問題でありますとか、昨年度でありますと、26年度から国の補助がなくなったという形でありまして、その辺につきましては、国県に要望しているところでございます。

○ 北村 勝委員

そういった部分があるだろうと思うんです。ただ、そういったところの部分をですね、もしいろんな意見を、これから進めていただく中で、十分配慮して進めていただきたいなと思います。

次に、EV自動車を特に進めていただく中で、急速充電器の場所を整備していただいて

おります。ただ、数がもう少しあればなと思うんですが、そういう進めていただいている中ですが、今後の計画がありましたら教えていただきたい。

●出口環境課長

充電器につきましては、国と自動車団体さんの補助が今年度ございました。

来年につきましては国の補助があるという形で、国というか、県の整備計画の中に入れていかないかんといいところもございまして、伊勢市におきましても、今後という形でなりますけども、三、四件の部分が、充電器が補充されるという形で聞いております。

○北村 勝委員

そういった形で、ぜひともお願いします。

それで1点ですね、水素ステーション。それは今、ハイブリット・電気自動車の部分で充電器ということで、今充実を進めてもらってますが、今新しく水素電池自動車ですね、そういったところで補助金等もできまして、伊勢市で水素ステーションを早期に、早急に予定していくという計画があるのかどうか聞かせてもらいたいと思います。

●出口環境課長

昨年11月ですか、トヨタさんが燃料電池自動車、ミライという車を発売されたという形で聞いております。それで、全国的に、まだまだ少ないという形で、今のところ県のビジョン中でも三重県のところにつきましては、移動の水素充填器、水素を充填する機械があるかなということを知っています。

今後につきましては、車自体が当初より多く受注があって2年3年待ちということも聞いております。また、先の話でございまして、豊田市さんが導入されたんですけども、水素を充填するところがないという形で困ってる事実もございまして、伊勢市においても今後これからの実情を見ながら、考えていきたいと考えております。

○北村 勝委員

そういう中で、ぜひ検討していただけて進めていただきたいと思います。

もう1点、衛生一般管理費なんですけど、昨年なんですけども、伊勢市に落書きが多いと、落書きが非常に気になるということで、私、話をさせていただいて落書きを消していただいたとか、いろんな形で御協力いただいて、気になるところは、どんどん減っているのかなと。

また一方では新たに落書きがされているという現状がございまして。

そういった中で、去年、いろんな取り組みをしていただいたんで、その件でちょっと簡単をお願いします。

●出口環境課長

昨年6月議会で一般質問をされたんですけども、その後につきましては、今年度という形になるんですけども、私ども管理しているところでは、その当時も言わせていただいたように3件が確認されておまして、一件の御相談があったということで、その相談につ

きましも話をさせていただいて、落書きをどうやって消すんやと言った形の話でございましたので、その話は終わっております。

また、当時も話をさせていただきました市の管理するものにつきましては、警察に被害届を出しているというところでございます。

9月には自治会さん宛てに依頼的な文書を出させていただいたということでございます。

〔目 2 保健センター費〕

○辻 孝記委員

保健センター費の中で、保健衛生推進事業の中事業、骨髄移植ドナー支援事業が新しく設けられたというふうに理解をしております。

これは私もうそうですが、世古委員も一般質問等でもさせていただいて、ドナー提供者に対しましても支援をということで言わせていただいて、今回予算にもっていただいたというのは、すごくありがたいなというふうに思っております。

中身がよくわからないところがございまして、どういった支援になっておられるのかお聞きしたいと思います。

●川端健康課副参事

骨髄移植ドナー支援事業について、若干、御説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては白血病等々含めまして、難病の治療に骨髄移植が有効という部分がございます。今全国でも1,300件ほどの手術が、骨髄移植が行われとるという部分がございます。ただ、移植のため、入院や通院の際にドナーに対する休業補償がない。さらに、家庭の介護また育児をされとる方に関しては、その間の介護・保育の費用が発生する部分で経済的な負担が生じてしまうということで、そのあたりをフォローさせていただくのに、今回、新規事業として、支援事業として盛らせていただいた部分でございます。

中身に関しましては、市内の住所を有する方で、骨髄バンクが実施をされるその事業の中で骨髄等提供した方、個人に対しては1回の骨髄移植について10万円。それから、その方を雇用してみえる市内の事業者に対して、1回5万円という制度で私ども考えております。

○辻 孝記議員

1人当たりの関係とか、いろんな入院・通院・介護・保育とか、そういったところを補助ということで、答弁ありましたけども、もう1点確認したいんですが、ドナー提供される方々というのが、まず検査があつたりとか、入院せないかんとかさまざま約1週間ぐらい仕事を休まなあかんとか、1カ月以上、体を健康に保たないかんとかがあろうかというふうに思っておりますが、その辺のところのことを含めて、一括で補助するという形になるんでしょうか。

●川端健康課副参事

おっしゃっていただきましたように、このドナー移植に関しましては、通院分の部分も含めて1週間程度かかるというふうなことを聞かせてもらってます。

既にこういう制度を持っておる先進の自治体の中にも、1日単価でおいくらというふうな状況の自治体と、私どもが今回設定させていただいた1回当たりというふうな設定でいただいております。

私どもはわかりやすい制度という部分がございます、今回、その通院入院含めて1回、骨髄移植について10万という制度にさせていただきます。

○辻 孝記委員

それはよくわかるんですが、ちゃんとされておるところと言ったらおかしいんですが、通院、入院を含めて約1週間ぐらいは仕事を休まなければいけないという方がみえるわけですね。その方を考えると、普通であれば1日2万円とかですね、それぐらいの額を補助されているところが多いかというふうに思っております。そうすると10万円というのは、いかななものかなということがあるんですけども、その辺の考えというのは、どこでどういうふうに決まったのでしょうか。

●川端健康課副参事

いろいろ他市の状況も研究させていただく中で、事務面も含めまして、わかりやすい制度を持っていくということで、この1回10万、さらに雇用主に対しては5万という制度にさせていただきます。

○辻 孝記委員

わかりました。変わらないようなので。

これですね、そうするとこの補助に関しましては、骨髄移植が全部終わった段階で申請をされるという形になるのでしょうか。

●川端健康課副参事

はい、骨髄移植が終わってから、ドナーバンクのほうから証明書をいただいて、申請をいただくという形になります。

○辻 孝記委員

ドナー提供者に関しましては、そういった形での補助ができたということは喜ばしい話なので、進めてもらいたいと思います。

今後、補助額に関しまして検討する余地があるのかなというふうに私は思っておりますので、その辺も検討をお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

健康づくり指針について質問させていただきたいと思います。

伊勢市の健康づくり指針、平成17年7月にこの指針が出来まして、今年10年を迎えたわけであります。特にこの健康づくり指針、健康と文化都市推進事業と食生活改善推進事業、さらにはこの生活習慣病に対してもですね、この内容については、重点的に取り組んでおられると、こういうことで理解させていただいております。

27年、ことしで10年を迎えるこの健康づくり指針、そういう意味では、この10年間大変市民のために役に立ったという具合に判断しております。特に私はここで、この10年目を迎えてですね、次に、どのような形で伊勢市の健康づくり指針を作っていくのか、この点お考えがあれば、御披露いただきたいと思います。

●岩佐健康課長

27年度で10年目を迎えます。26年で、市民の方に評価も含めまして、市民の健康意識調査のほうも実施しまして、第1期の計画の評価の実施を今しているところでございますが、その評価も踏まえ、あと今後の10年の健康づくりの方向性とか重点的な取り組みの方向性とかっていうあたりは医師会の先生でありましたりとか、保健所のほうでありましたりとか、そういう関係機関、それから学識経験者の方等々の御意見を聞きまして、この先の10年の方向性を決めてまいりたいというふうに思っております。

○中村豊治委員

特に市民の健康意識調査も含めてですね、先生方の意見も聞いて整備、方向付けをしていくと、このようなお話をいただいたわけではありますが、私、この健康づくり指針ですね、10年間いろんな形で参考になった部分があると思いますし、まず初めに、やっぱり総括をしていただくと、10年間の総括がどうであったのか、そういうものをですね、やっぱりきちっと整理をして、次へつなげていくということは、本来の姿ではないかと思います。

この点、どのような形でやられますか。

●岩佐健康課長

第1期の計画の中で、10個の目標指標を設定しております。その中でも策定時より目標値が低下したものが1項目現在ございますが、それ以外につきましては目標達成した項目もございます。

また目標値には及ばないんですが、策定時よりは数値が改善しているものもございますし、そういうものも含めまして、第2期の計画をつくる前にはきっちりと評価をし、アンケートの調査結果からの評価、また、庁内の関係各課の今の現状を含めまして評価のほうをしながら、教育民生委員協議会のほうにも報告しながら、という形で計画策定を進めていきたいというふうに思っております。

○中村豊治委員

大体、説明、考え方については分かったわけですが、10年前にこの健康づくり指針がつけられた段階で、この伊勢市民の健康会議政策提言というのがあったわけですね。その政策提言に基づいていろんな形で事業が進められてきておりますし、そういう意味では、健康づくり政策提言というものを、まず一つは、きちっと整理をせないかんやろと、

こういう具合に思っておるわけですね。

例えば市民健康づくり指針の策定及び健康づくり推進条例の制定から、8番目の総合保健福祉会館の整備まで、市民のための健康づくり、ずっとやってきとるわけですよ。この内容に対応して、次へどのような形でつなげていくのか、さらには、このままでお蔵入りをさせるのか、非常に私はこの内容についても整理されておると思いますので、この点、お考えがあれば、ちょっとまたお示しをしていただきたいと思いますと思うんですけども。

●岩佐健康課長

第1期の計画をつくる前に、市民健康会議のほうから政策提言ということでご報告いただきました。そこにつきましても、きっちりと今の進捗状況っていうところを評価をしていきたいというふうに思っております。

○中村豊治委員

健康課長のほうから、これからのいろんな取り組みも含めてお話をいただいたわけですが、第2期の健康づくり指針、これはいつまでにつくるお考えですか。

●岩佐健康課長

27年度で策定をしたいと思っております。

○中村豊治委員

27年度中に新しい伊勢市の健康づくり指針が出てくると、それに基づいてこれからの10年間進めていくと、こういうことでよろしいわけですね。

はい、わかりました。

〔目3 予防費〕

○品川幸久委員

子宮頸がんの話をさせていただきたいと思うんですけど、決算のときにですね、追跡調査をしていただきたいというふうなことをお願いをしたんですけど、その後どうなっておりますでしょうか、教えてください。

●川端健康課副参事

子宮頸がんの部分に関しての御質問でございます。

決算のときにも御質問いただきまして、これまで医療機関におきましても接種後の副反応が起こったと思われる場合、また、適切な治療が可能な医療機関への受診等々含めまして副反応への対応をお願いしてきたところなんですけれども、昨年10月、国のほうから接種後に特異的に見られる広範な疼痛また運動障害を中心とする多様な症状への強化対策ということで、三つの対策がなされております。

その中の一つが、副反応報告がなされた場合に、これまでに報告された患者も含めて、症状のその後の状況等を、追跡調査を強化するというふうな方針が示されております。

ただ、この調査対象は副反応報告が行われた患者を対象とするということですので、伊

勢市の場合ですと現段階では副反応報告がございませんので、この追跡調査の対象とはなっていません。

ただですね、今後その対象患者が予防接種を受けた市町から伊勢市へ転居された場合には、その追跡調査の対象になってこようかなというふうに思っております。

○品川幸久委員

副反応があった人から報告があったときに関して追跡っていうんじゃなくて、この前も1月か2月かに名古屋市さんが追跡調査をもう始めるというようなことで、こちらのほうから打った人がわかっておるのであれば、手紙でもはがきでもいいんですけど、一応どういう状況やということをやらんとですね、いかんと思います。

特に、この間の決算のときに報告でいくと、だんだん接種される方が非常に少なくなってきたということですね。

ということは前半のほうで打たれた方、早いうちに打たれた方がたくさんいてですね、今だんだん少なくなっておるということで、大事なことは、伊勢市のほうが最初の人に、全額無料でやりましたよね。それから国の補助金が出ましたけど、やっぱりそこら辺は市が全部ただで打ったわけなんですから、そこら辺のこと、しっかりとね、市の強い思いで進めたということもあるのでね、しっかりと、こちらのほうから聞きにいくぐらいのことをやらんといかんと思います。それは大して、人数はいませんよね。その当時打たれた人数と言うのはそんなにすごい人数ではないと思うんで、追跡調査をしようと思ったら、そんなに難しい問題やないと思うんで、早いうちにその追跡だけしといてですね、もしなかったら安心もできることやし、そこら辺はちょっとしっかりと取り組んでほしいと思いますけど、もう一答弁ください。

●川端健康課副参事

品川委員からの御指摘の部分でございますけれども、厚労省からの対策の三つのうちの一つの部分で、今おっしゃっていただいた副反応報告の部分のさらなる要請という部分でございます。

基本的には実質、医療機関に対してはこういう症状が見られたときには、即座に副反応報告を出してくださいねというふうなことでございます。

このあたりの医療機関への依頼等々含めまして、広報等で周知もさせていただきながら、さらに、国のほうでも専用の相談窓口が開設されておる部分がございます。そのあたりの周知も含めまして、皆様にお知らせをしてまいりたいというふうに思っております。

○品川幸久委員

私が言うとするのは、国の話じゃなくって自分ところのほうから、やるのかやらんのかというお話ですよ。私はできたらやってほしいと思います。

子宮頸がんの副反応というのは、受けた本人が実はこれが副反応かどうかわからんっていうようなこともありますし、後から出てくることもあります。

だからそこら辺も含めて、周知しとるだけでということではないんでね、やっぱり打たれた方には直接、こういうことが何かありませんか、こういう反応ありませんでしたかっ

ていうことを聞くということが大事ということで、そのところを言うとするんです。
そこら辺はどうでしょう。

●鈴木健康福祉部長

名古屋市の例も出していただき、品川委員の御意見をいただきました。今後また庁内の
ほうで、どういった形がいいのか、またちょっと検討させていただければというふうに思
います。

〔目 4 成人保健推進費〕 発言なし

〔目 5 母子保健推進費〕

○世古 明委員

この母子健康推進費の中で新しい新規事業で、新生児聴覚検査助成事業について教えて
ください。

先天性聴覚障害という方は、全国で何名ぐらいにみえるというか、発症しているのかわ
かるとるんでしょうか。

●岩佐健康課長

先天性の聴覚の障害の出現率が出生1,000人に対しまして1人から2人という割合でご
ざいます。

○世古 明委員

今回の助成金額は1件3,000円ということなんですけど、検査費用は一般的にはどれく
らいかかるものなののでしょうか。

●岩佐健康課長

現在、産婦人科の医療機関のほうでしていただいておりますが、検査の機械によっても、
また、医療機関によっても金額はさまざまでございますが、3,000円から6,000円程度とい
う状況になっております。

○世古 明委員

医療機関によっても違うということですが、どこのすべての機関でも検査はできるもの
なのか、ちょっとイメージができてにくいんですけども、今の話ですと専用の機器みたいな
のが要るのか、何か代用して分かるものなのか、どういう感じでしょう。

●岩佐健康課長

聴力の検査をします専用の機械が必要です。伊勢市内の産婦人科の医療機関では、既に
やっけていただいているという状況でございます。

○世古 明委員

伊勢の医療機関がすべてその機器はそろっとるということですね。

それと早期発見、早期治療をしていかないかんと思うんですけど、これは発見すれば、治療できるということですか。

●岩佐健康課長

治療といいますか、補聴器を早くからつけたりとかということで、治療と療育という形になるかと思われます。

補聴器をつけて聴力をちょっとでも機械で、補充といいますか、機械をつけることで、聴力をちょっとでもつけてということで、コミュニケーションであったりとか社会性の部分を、全く聞こえない状態によりは、そこら辺を支援といいますか、していくっていうものとなっております。

○世古 明委員

早く見つけて、骨が折れてそれが早く直るわけというか、言い方がいいかどうか分かりませんが、障がいが残る可能性はあるというものの、早くからそれに補足するような形に捉えてよろしいんですか。(はい、と呼ぶ声あり) 分かりました。

◎杉村定男委員長

山根委員。

○山根隆司委員

この項で妊娠出産包括支援事業についてお尋ねいたします。

この事業は事業内容は中央の保健センターに母子保健コーディネーターの配置等ということが書かれておるわけですが、新規事業ということでございます。

子どもを産みやすいというような環境をつくるのが第一番と考えてますが、県内でこういうことをやっとなる前例・事例があればちょっとお聞かせください。

●高村健康課副参事

これは国のモデル事業を受けて実施をされている事業になりますが、26年度の取り組みとしましては、津市さんと名張市さんのほうで先進的にやられていると伺っております。

○山根隆司委員

津と名張市さんと言うことでございます。名張市さんのやつちょっと私もこれ見せてもらったことがあるんですが、名張市さんのネウボラですか、ネウボラの取り組みといった資料があったんですけど、これとはちょっと、どこがどう違うんか、違いというのがあるんですがございますか。

●高村健康課副参事

名張市さんがやっている名張版ネウボラとの違いなんですけれども、大きいところは体制の違いになるかと思っております。

名張市さんのほうでは、以前から高齢者の相談窓口として、「まちの保健室」というものが15カ所ほどございまして、そこの職員さんを新たにチャイルドパートナーとして位置づけて、市の保健師である母子保健コーディネーターと連携をしながら、妊娠から出産、子育てまでの支援体制を構築をされているかと伺っております。

伊勢市におきましては、各地域にそのような拠点がございませんので、中央保健センターのほうを拠点とさせていただき、保健師と、それからこの事業の中で、嘱託保健師のほうの採用を考えておりますので、その2名体制で母子保健コーディネーターを勤め、それ以外の地区担当の保健師が連携をしながら、妊娠から切れ目のない支援の強化を図っていきながら、伊勢市内の体制を構築していきたいと考えております。

○山根隆司委員

どこもかしこもこの言うところ、母子保健コーディネーターを配置してと書いてあるんですけど、実際このコーディネーターの確保というのは本当に現状として、伊勢としてどれぐらい目処があって、来てくれる人がやってくれるのか、その辺はちょっとお聞かせください。

●高村健康課副参事

現在居ります保健師のほうで1名、コーディネーターをさせていただきたいと思っているのと、嘱託の保健師につきましては、ハローワーク等を通じて募集を行って、充実のほうをせていきたいと考えております。

○山根隆司委員

ハローワークを通じて募集ということでございます。

ほかのところを見させてもらっても、本当にこのコーディネーターを募集することもちょうと大変厳しいかなとも思われます。

これ新規事業で、これを継続してやっていくのであれば、財政的な面、伊勢市としてこれから実施していくんやったら、継続的にする中に、特に財源というのが問題になってくると思います。国の予算を頼りにするということは当然あるんですが、当局はどこまで考えておるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

●高村健康課副参事

母子保健コーディネーターの補助の関係なんですが、子育て支援の関連事業のほうで位置づけられている補助金がございまして、それに該当すればそちらのほうで充当させていただきたいと思っております。

○山根隆司委員

妊娠から出産ということでなってくると、少子化対策というところで、その中で、含めた中で、連携してやってく部分が大半になるかなとも思われますので、その点もやっぱり少子化対策の取り組みと十分協議した中で、その中で整理せないかと違って、逆に引っ付けてもうてもええんかな、というような感覚も受ける中でございますので、そのあたりを

十分整理しながら、継続事業として進めてください。

〔目 6 墓地費〕 発言なし

〔目 7 診療所費〕

○品川幸久委員

休日診療所のことでお伺いします。

最近、先生の都合によって、ここの部分が診られなくなったというようなこともよく聞くんですけど、これは医師会さんに本当に御迷惑かけながらやっておる事業やと思うんですけど、今どんな体制でやられておるのか、今どこの部分が診れないという部分があるのか、教えていただければありがたいと思います。

●川端健康課副参事

今おっしゃっていただいたように、休日診療所に関しましては、医師会の医師の皆様の御協力のもと運営をさせていただいておる部分がございます。

休診の診療ですけれども、基本的には日曜・祝日、年末含めまして、午前中の10時から12時、さらに昼13時から17時と、それから夜間7時半から10時までということでさせていただいております。

なお夜間に関しましては、内科の医師が小児科も診ていただいておりますし、日曜・休日に関しましては、二診体制で内科と小児科ということでお願いをさせていただいております。

この前、議員の皆様にもお知らせをさせていただきましたけれども、小児科に関しまして、若干、27年の4月からですね、小児科の医師の関わりが少し難しいという部分もございまして、第2、第4、第5日曜日の昼間は休診せざるを得ない状況というふうな形になっております。

医師の皆様にも大変御尽力いただいて、患者さんを診ていただいておりますけれども、医師の方々の小児科も少なくなっておる中で、非常に御迷惑をかけておる部分もございます。

市民の方にも御迷惑をかける部分がございますけれども、御理解をいただきたいというふうに思ってます。

○品川幸久委員

このあいだ、私も医師会の先生と話をしておったんですけど、この年末ですね、30、31、1日、2日とで、全部で1,200人ぐらいの患者さんがおみえになったということですね。それも大人の方が800人ぐらい見えたんかな、大変で非常にえらいことやったというような話をしました。

御迷惑をかけました、と言っておるんですけどね、そこら辺のところはもう本当に医師会さんとしっかりとコンタクトも取りながら、何とか休日のほうを守っていただくように、また、設備のほうについても向こうの御意見も聞いて、できるだけいい治療ができるようお願いをしときたいと思います。

〔目 8 公害対策費〕 発言なし

《項 2 清掃費》〔目 1 清掃総務費〕

○中村豊治委員

きれいなまちづくり推進事業について少し質問させていただきたいと思います。

特に今回の予算の中で、640万程度のお金がついておるわけであります。昨年も大体500数十万の予算がこの中でつけられておりました。

特に平成26年、27年、若干この予算については微増でずっとあがってきておるわけですが、私は、平成21、22年に、この市内一円、2,000カ所の集積場つくっていただいて、ゴミを集積をして、非常にきれいな状態で、今その事業が進められておるわけであります。

とりわけこの今回の予算については、この集積場ですね、新しく集積場をつくっていくのか、いやいや以前作ったやつを更新していくのか、どういう予算が今回つけられたのかちょっとお示しをいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

集積化の補助金について、御説明させていただきます。

現在集積化につきましては、新設部分と修繕部分というところで補助金のほう計算させていただいてます。

カラスネットや、まだ外についたようなところもあったり、ミニ開発や住宅が増えてきた中で、現状と合わないところの集積場所も幾つかありまして、そういうふうなところを調整しながら、補助金のほう適正に使わせていただいて、計算させていただきました。

○中村豊治委員

御紹介いただきましたようにカラスネットとか、それから新しく、また集積場が増えてくるんだと御説明いただいたわけであります。

2,000カ所を設置されて、非常に市内一円、きれいにゴミの収集をしていただいておるわけであります。

平成23年から御案内のように2名体制になりまして、市内の収集コースについても見直しをやりまして、25カ所から15カ所に変更されて、たいへん清掃事業課の職員さんががんばっていただいて、そういう意味では本当に御苦労さんであったと思っております。

この3年半経過をいたしまして、ゴミの集積・収集の状況が今日どういうふうになっておるのか、少し感想も含めてちょっとお示しをいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

はい、今、ゴミの収集につきましては14コースで、二人体制で市内の燃えるゴミのほう収集させていただいております。現状につきましては、職員も大変な思いをしながら、収集のほう回っていただいております。もう、水分の多いところがあったりとか、いろんな調査物をしていただいたりとか、いうふうな形で対応していただいております。

○中村豊治委員

二人体制になってですね、パッカー車の回数が多分増えてきておると思うんですよ。

例えば今まで、集積してない場合と集積した場合、今まで3回程度であったのが5回ほど出ておるとかですね、どういう現状なんですか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

戸別収集の場合ですと、昔の戸別収集、3人体制で20戸程度の中で回っておったところですが、今、人数も調整をしまして、パッカー車については2台回させていただいてコースも減らせていただいています。回数についても、午前3回3車、午後3車という形で、収集のほうは回らせていただいております。

○中村豊治委員

やっぱり2人体制になって、大変ハードな状態でごみ収集をやられておると、一応、今のお話で感じました。

特に去年もですね、集積場ができて、約99%を収集する集積場ができて、非常に良くなってきておることなんですけども、まだ実施されてない地域があるという具合に聞いておるんですけども、あれから話し合いがされておるんかどうか、少し御披露いただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

確かに一部のところにつきましては、個別収集で、約120世帯ほど、戸別収集のほうさせていただいています。

この自治会において、すべてが個別収集というところではなくて、180世帯ほどについてはごみの集積化をしていただいています。

今年度につきましては、集積化につきましては、なっとかなりませんでした、引き続き自治会と協議しながら、集積化のほう進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願います。

○中村豊治委員

了解。

◎杉村定男委員長

他に御発言ありませんか。

目1 清掃総務費の審査を終わります。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時11分

〔目 2 資源循環推進費〕

◎杉村定男委員長

休憩前に引き続き審査を続けます。

次に目 2 資源循環推進費についての御審査をお願いいたします。

御発言ありませんか。

山根委員。

○山根隆司委員

この中で、ごみ減量化容器設置補助金等についてお尋ねいたします。

説明書の36ページを見させてもうとるところでございますが、これ個人向けの補助金の支出というのは、どのような状況なんか状態だけちょっとお尋ねいたします。

●堀畑清掃課長

家庭用の生ごみ処理機の状況についてお答えさせていただきます。

平成25年度の設置につきまして、生ごみ処理機が48基、コンポストが45基でした。

27年の1月末現在で、生ごみ処理機については21、コンポストは47基というような状況で、生ごみ処理機については、現在、申請がちょっと少ないような状況になっております。

○山根隆司委員

状況は聞かせてもらいましたが、こんだけの予算をつけてもらっているわけですが、今後の見込みとして、先でございますけど、どのようなところまで考えた中で取り組まれているんですか。

●堀畑清掃課長

生ごみ処理機のことにつきましては、家庭系のごみの減量に伴ってまして、生ごみを減らすというところに重要なところがあります。

今後も生ごみ処理機、コンポストであるとか、普及のほうは促進をして行きたいと考えております。

本年につきましては、啓発等もちょっと強化をしまして、生ごみ処理機等の普及をして行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山根隆司委員

個人的なやつは、まあ、だいたいそういう流れ、本当に一生懸命でごみの減量化を考えてくれとんのかなというところでございます。

大型ごみの減量機、そのあたりについても、どんだけ見込んどんのかと、大型機に関してどこまで考えてもうとるか、考え方があればそのあたりもお聞かせください。

●堀畑清掃課長

事業系の生ごみ処理機について、今回、計上のほうさせていただきました。計上させて

いただいたのは、1日当たり50キロの生ごみが処理できるものを考えております。3基ほど見込んでおります。

○山根隆司委員

3基ほど大型処理機を見込んでいただいているということでございます。

本当にごみの減量化について、事業者等がこれ4基、5基とかいうところで、予算の配分をちょっと超えてくかわかりませんが、そのあたりの対応については柔軟な体制でよろしくお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

山根委員さんと同じところでお聞かせていただきたいんですが、この減量化容器ですね、長いこと取り組みをしていただきまして、市民の方にたくさん、相当数購入いただいて、それなりの成果も出てきておるかなと思うんですが、今回、先ほども答弁にありましたように、事業系を新たに今年から、ようけ対応するということなんですが、本来なら自己処理していただく部分かなと思うんですが、この事業系を取り入れた経緯というのもあればお示しいただきたいと思うんですが。

●堀畑清掃課長

経緯につきましては現在、事業系の燃えるゴミについての減量化が進んでいないような状況になっております。これを起爆にしまして、少しでもごみの減量化に努めていきたいと考えましたので、計上のほうさせていただきました。

○鈴木豊司委員

ごみの減量の話が出ましたんですけどね、せんだっての広域環境組合の議会がありまして、新年度予算のいろんなデータをいただきました。それ見ておりましたら、可燃ごみの搬入量が増えておるんですね。

当然、構成団体、4市町でしたか、構成しとる関係が出てこようかと思うんですけど、私もそうなんですけど、行政も、市民の方も、このごみの減量という部分につきましては、何か認識が薄れてきてるんじゃないかなというふうに思っておるんです。

可燃も増えておりますので、逆に資源等につきましては減っているような気もいたしております。その辺ですね、もう一度しっかりと周知をしていただく、啓発をしていただくような方向はないのかどうか、その辺でごみの減量も含めてお願いできないですか。

●堀畑清掃課長

ごみの減量化につきましては、今年度、いくつかのことを考えさせていただきました。

まず、先ほどの事業系の生ごみ処理機の計上であったり、家庭用の生ごみ処理機の設置基数を増やしていこうというところで、基本的にごみの減量につきましては啓発のほうで

重要かと考えておりました、これのほかに「ごみの読本」とか、そういうふうなものを作成して、市民にごみの分別減量について訴えて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○鈴木豊司委員

ごみの減量につきましてですね、市民への周知というのが1番大事やと思うんです。その辺しっかり力入れてやってほしいと思うんですが、以前、品川議員から水切りの話があったかと思うんですが、その辺の御検討をされたかどうか、その辺いかがでしょうか。

●堀畑清掃課長

生ごみの水切りというのも、重要な対策やと理解をしております。

先ほども言わせていただきましたように、ゴミの読本であったりとか、そういうところにも載せて、皆さんに周知をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○鈴木豊司委員

以前、御指摘申し上げたのは、品川議員のほうが簡単な啓発の物品程度、他市さんがやってみえるようなことをやったらどうやというような話もあったかと思うんですけど、そんな検討をしたことないですかね。

●堀畑清掃課長

物品のことにつきましても内部でも検討させていただきましたが、今現在も三角コーナーであったりとか、ごみネットであったりとか、というところもあってですね、今回は予算の計上のほうにはさせていただきませんでしたが、なるべく水切りをしていただけるような、啓発を通して、イベント等でもしていきながら、そういうふうな啓発をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○鈴木豊司委員

いずれにしても、1番ごみをたくさん出すのは市民やと思いますので、その点十分啓発をしていただきますようお願いをしておきます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

資源回収センターの推進事業について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず市内全体にあるステーションの現状把握といいますかね、課題について、全体的に例えば敷地の問題であったり、建屋の問題、回収の建屋ですね、分類別の、そういったところの現状ですね、課題について少し把握をされているところあれば、お聞かせいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

ステーションの課題についてですが、現在、市内に1,000箇所ほど資源ステーションのほうを設置がされております。これは全て官地にあるわけではなくて、民地にあったりですね、設置されている状況のところもございます。

開発等により、民地の方から、所有者の方からの要望により、至急どけていただきたいというようなところもあったりというところで、急遽対応していくような状況のところもございます。

○西山則夫委員

例えば今、それぞれ回収センターですね、自治会で委託をされているところもあろうかと思えますし、シルバー人材センターからの派遣で人員が配置されて、処理に当たっていただいているセンターもあるわけですね。

だから、そういった意味では、今、民有地にあるところのことについては、議論していただいていると思うんですが、自治会中央ステーションとかね、運営されているところ、さらにはシルバー人材から派遣されている方たちとね、当局と意見交換をやってね、どこに問題点があるかというような機会はあるのでしょうか。

●堀畑清掃課長

先ほどの中央とか、資源拠点ステーションというところで、シルバー人材センターや自治会のほうに業務委託をお願いしながらやっておるところでございます。

清掃課の職員が、そのシルバー人材センターの者といろいろ話をしながら、いろんな対応しております。悪いところは指導しながら、分別について対応しておるような状況でございます。

○西山則夫委員

分別に対する指導ですか、見ておりますと、シルバー人材センターから来ていただいている方は時間的な勤務というのですかね、朝出て鍵をあけて、しばらくおってから休憩されて、また昼から出てこられるということで、それも、水曜と土日休日の限られた日なんで、たまに私も行くんですが、やはり、行政、こういう要望を出してもなかなか通りにくいという、私はこの委員という立場ではなく、一市民的というか町民としてお話を聞かせていただくと、そういう声が出ます。

そして補助していただいている町内の方も、いろんな御意見をお持ちなのですか、なかなか改善に向けての取り組みは少ないというか、ほとんどないといったほうがいいと思うんですが、そういう声をよく聞かされます。

そういった意味では、ぜひね、清掃課職員のほうでも、土日は休みですので、そういう持ってくる日の実態というのは、あまり目の当たりにできないと思うんですよね。それはやっぱりそこにいる方が1番よく分かったことで、そこの方たちと清掃課の方がね、やっぱり意見交換をして、どういったところに問題があって、どういったことを市民に啓発していかなければならんかということに尽きると思う。

特に、中には事業者さんですか、小さな事業所さんが持ってきて、それはだめなんやと言っても、いや一市民やからここほってもえやないか、置いてもえやないか、という声も聞かされて、その方たちは、大変戸惑いを持ったり困ったりしているという実態もございます。そういった意味で、そういった人たちの本当に声を聞いていただいて、改善に向けてね、どのような努力していくかというのが問われているというふうに、私は思っていますので、ぜひそこら辺の考え方について少しお聞かせいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

シルバー人材センターの受付業務をしていただいている方の状況については、やはり土日・祝日になると清掃課の職員のなかなか目に付かないところもございます、意見等では、いろいろお伺いはさせてもらいながら、改善等はさせていただいているんですが、なかなか難しいところもありまして、今後も、受付の職員と十分に話し合いをしながら、改善していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○西山則夫委員

ちょっと誤解せんといっていたきたいんですが、シルバーの方たちが悪いと僕言っていないですよ。いろいろ市民の人から対応するときに、戸惑いやら、困ったことがでてくることになかなか答え切れないという悩みがある、ということだけは申し上げた。ですから、そこは悪いっていう意味で言ったのではないんで、誤解をしていただかないようにと思います。

それで大変恐縮なんですけど、戸別の収集、私の近くに上口の早修学区のセンターがございます。当初の建屋から1棟増やしてもらって、金属のところなんですけど、課長、連休の後ですか、続いた後の日曜日の夕方ぜひごらんいただきたい。もう本当に入りきれないぐらい、表に出したりということで、それもシルバーの方から聞いたんですか、ちょっと建物が少ないんで何とかならんやろか、という話を聞かせていただいています。

その拡張するにも敷地がないということはよくわかるんですけども、ほんとに、特に段ボール、プラごみが山積みになって、日曜日の夕方、山積みになって次の日に清掃課の皆さんがね、来ていただいて回収していただくんですが、そういった実態は、先ほど1番最初に申し上げたんは、そういった実態が各地でないかどうか。例えば小俣のセンター、大変な収集量だと思うんですよね、あそこは。

ですから敷地も広いし、建屋も広いんですけども、そういった地域の実情に合わせてね、やっぱり検討していかないと、日曜日の夕方に行っても、中に入れることができやん状態になって、という実態もあるわけで、そういったことも含めて、やっぱり改善策を全体的にね、27年度精査していただいて、解決策を見つけていただきたいと思います、そこら辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

委員仰せのとおり3連休であったりとか、年末であったりとかという時期には、大変な利用者の方が最近見えておりまして、厳しいところの拠点ステーションも幾つかございます。今後、そういうところも現状把握しながら検討してまいりたいと思いますのでよろし

くお願いします。

○西山則夫委員

ぜひ、本当に、少ないとか無くしていいとか、そんなんじゃなしに、たくさん集積される、これは資源ですから、やはりそういった市民の皆さんが持って来やすいような雰囲気作りと言うのですかね、立地条件をつくっていかないと、なかなかいけないと思うので、その点はぜひ検討をじっくりいただいて、市全体のことも含めて検討いただいて、改善策を見出していただくように、要望になって申しわけないんですが申し上げておきたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私はここで指定袋のことについてお聞きしたいと思います。

数年前ですかね、原油が高騰して、どうしても指定袋の値段を上げざるをならんということで、市民の方には非常に迷惑をかけながら上げたという経緯があります。原油がずっと底まで下がって、当然市民の方は、なんで、あの時高くなったのが、安くならんのだらうと、感覚としてはそうですよね。ガソリン入れに行っても値段は低くなりましたし、当時はものすごく高かったですよね。ですから市民の方も、今ガソリン高い、当然袋も上がって仕方がないというところで理解をしてくれたと思うんですけど、こんだけ原油が下がったときに、なぜ指定袋の値段がということになってくる、そこら辺はどんな考え持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

●堀畑清掃課長

原油価格が下落していることは、清掃課としても把握はしております。12月末現在の状況も、指定ゴミ袋の確認もさせていただきました。その当時にですね、原油、原材料が下がってはきておったんですが、円安の状況もありまして、その時点では、価格のほうの変動はなかったと思います。

今後、そういうところも、価格の動向も確認させていただきながら、考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○品川幸久委員

そうですね。当時は円高・原油高、今は円安で原油安なんで、それはわかっておるんですけども、やっぱり、車入れに行ってもガソリンは下がってるやないか、というようなことで、市民感覚はもちろんそうですよね。

ですから、例えば何年おきに袋の入札をすとか、そういうところであれば、そういうところの動向をしっかりとみて、今やという時になったら、前倒しをしてもいいと思うんですけど、何年間の袋を買ってしまうということもしてもいいんですけど、できるだけそうい

う経済観念も含めて、しっかりと動向を見ながらやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

山本委員。

○山本正一委員

粗大ごみの件でちょっとお聞きをしたいんですが、この項目に場所がないのでここしかないかなと思ってお尋ねをするんですが、実は伊勢市に粗大ごみ収集日というのもございます。したがって、1日、3、4地区、そのあたりのコースで収集すると、こういうことなんですが、そこへ町民の人が、皆粗大ゴミを持ってくると。それはいいんですが、そこへ民間の方が入り込んで、トラックで数名、山積みにして持っていかれると。こういうような事実がございます。

先般、ちょっと前ですか、神戸あたりでテレビを見ておりましたら、新聞の収集日に、ちょっと若干ちょっと違うかわからんですが、新聞の収集日に、その営業されとる人が先に回って全部集めていくと、それを売却をすると、こんなようなことで社会問題にもなっとなつたんですが、その民間の方が入り込んで収集をしていくということに対して、ええんか悪いんか、ちょっとようわからんですが、そこら辺の見解だけお尋ねをまずしたいなと、このように思います。

●堀畑清掃課長

粗大ゴミの持ち帰りの件につきましてですが、現在粗大ごみにつきましては、自治会様が運営していただきまして、町内、町民の方の粗大ごみの収集を一箇所に集めていただいております。清掃課につきましては、その集めたごみにつきまして、月曜日ないし火曜日に収集に向かって、取りに行っているような状況でございます。

自治会のほうには、そういうふうな業者が来ましたら絶対受けないでくださいというようお願いはさせていただいておるところなんですが、今後また、自治会さんをお願いして、そういうふうなことがないような形で対応していきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○山本正一委員

概ねそういうことはわかるんですが、その業者の人らは、業者の人はお金になる部分しか持つかへんわけやな。それを市が収集をしたら、やっぱしお金になるわけや。

それで僕は聞くとところによると、その、いわゆる粗大ごみを町民が持ってくる、それを自治会で処理をしないとところも聞きますわ。自治会で処理をして、売却しとると、そんで町の運営費に充てとると、これは何ら問題ないと思うんです。それも自分とこの町で出たゴミを自分とこの自治会の運営資金にしとると、これはええと思うんです。

しかしよそから来て、持って、こういうこと、こういう事例があるんですわ。自転車なんか、どこの粗大ごみの置き場行っても一台もありませんよ。1台もない。それは金にな

るで、山積みしてく訳やな。そして山積みをしてたときに、あなたの言葉で言うと町へ委託してあるんやと。それが仮に走行、道で自転車を落としたと。後ろの車に当たったと。これ誰が責任を持つんやと。そういうことになりますやんか。そうすると、当然、これちょっと状況は違うかわかんけれども、運送の場合は過積載ちゅうんがあるんですわ。

過積載は積ましたもんにも責任が今度かかってきとるんですわ。自分とこの運転手や会社だけやなしに、頼んだ会社へも責任が行くと、こんな形になつとるんで、そうなってきたら、自治会に任しとるんやと、こういうことなんで、自治会に任せて。こういうことなんや。金になるやつだけ持ってくんやで、よう水谷市長がこういうこと言うもったわ。入るを量りて出ずるを制す。出るもんを少なくして、入れるもんはようけ入れやんと、行財政、市も運営がえらいんやと、そりゃそのとおりですやんか。パッカー車にも、民間の広告出して金をとっとるし、広報もとってますやんか。

そうなることをしながら、金になるやつはよその業者が皆持ってて、あんたと言ったら、かすになる、いわゆる家具だけみな持ってって、金かけてほつとる訳や。やっぱりそういうことに、自治会に任しとんのやということよりも、やっぱり伊勢市がどうしたら金を儲かるかというようなことも考えていかないかんと思うんさ。自治会に任しとるということよりも。

そうすると自治会も、その人らが手伝ってくれるでええんやと、いうことなんやけれども、自治会はかなり人数出てますよ。だいたい8人から10人。多いところでは15人ぐらい出てますわ。別にその人らおらんでも関係ないんやわ。あんたら金属類なら金属類置いといてくれ、自転車はっていう看板みな持ってくるんやで、そこへさえ置いといたら、それでいい訳や。それで金属類はまた2人ぐらい来てみな持ってっても、それは金になりますわ。充分二人分ぐらいの採算とれますに。

やっぱそういうこと考えてかな、新しい財源は生めやんわな、これ。自治会に任しとくというよりも、一遍そこら辺の考え方だけお尋ねします。

●堀畑清掃課長

持ち帰りの件につきましては、確かに缶、金属類は、市のほうでも、清掃工場にあれば缶、金属として売れますので、収入としてなってくる話なんですけど、持ち帰りの件については、やはりなかなか取り締まりも夜であつたりとか、見てないところをずっと行かれるような状況もありまして、なかなか解決は出来てないところなんですけど、今後ともですね、自治会さんとの協力をしながら、そういうのがないように努力していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○山本正一委員

もうこれ以上言わんけれども、やっぱり甘いと思うんさ。甘いと。なにも難しい問題やないと思うんやわ。

市はこういうような方針を立てたんで、厳しい財政状況の中でちょっとでも欲しんやと、そやでこういう状況を出したんで、市が責任をもって取りに行くんで、その部分で民間に渡さんと、その部分だけ置いといてくれと。

この町は自分とこでやりますんやと言うたら、今までの経過があるんやで、それはそれ

でよろしいやんか。

そやで、やっぱしそういうことをちゃんとしてかんと、いつまでたってもだらだらとして、入りを計りて出を制するということにならんわ。入りを計らないかんのやで。あえて僕はやな、そういうように意見具申をして質問を終わるけれども、やっぱし、ちゃんとひとつ最後に御答弁をお願いしたいと思います。

●坂本環境生活部長

いろいろ御意見ありがとうございます。

粗大回収につきましては、課長申し上げましたとおり、各自治会さんからの申し込みっていうことはございます。

ただ、今言われました、いわゆるゴミ、いわゆる廃棄物の扱いになりますと、そういう業者が入ってきて、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その中で、一般廃棄物収集運搬業許可、ここら辺にも抵触する恐れがありますので、一遍法的にも問題はないかどうか精査をさせていただいて、自治会さんとも相談をさせていただきながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔目 3 塵芥処理費〕 発言なし。

【款 5 労働費】

○浜口和久委員

この部分で、大事業 1 雇用対策事業、中事業 3 就労支援事業ということで、これは新規事業というふうな形で出ております。

そこでですね、ちょっと説明の概要を見させていただきますと、結婚出産、育児及び介護などにより離職し、その後再就職を目指す女性の就職を支援するというふうな形でございます。この支援内容っていうふうな部分で、ちょっとようわからんので教えていただけますでしょうか。

●筒井商工労政課長

事業の支援内容ということでございますけれども、この事業につきましては、ここにありますように、結婚出産、育児等で、職を離れました女性が一定期間を経過した後に、また就職したいという思いを応援する事業でございます。ここで考えておりますのは、女性の再就職に結びつけるためのセミナーを開催いたしまして、再就職に結びつくようなキャリアアップに関する講義ですとか、あとは就職相談、こういったものを実施する予定でおります。

○浜口和久委員

わかりました。セミナーを開催したり、キャリアアップによる講義と言うんですか、キャリアアップを目指す講義と言うんですかね、そういったものは、女性の方が、再就職をしたいというふうな部分ですので意欲はしっかりあるというふうな部分なんですけど、再就職がしにくいという理由がきっちりわかっとらんと難しいんですね。たぶんそこらへん、

個々にありまして相談に来るというふうな、要は、これ女性の側に支援する支援するって言うところなんですけど、簡単に言いますと、就職をさせていただく企業、企業のほうへ支援をせんと、採っていただきにくいという、要は、企業のほうに、そういった女性を採っていただきやすいような環境をつくっていかんといかんのかなというふうな形で思うんですわ。

ですから、ここら辺の形の中で相談を受けたら多分課題が出てくると思うんですよね。その女性から課題が出てきた部分、そういった部分を次にどういうふうな形でつなげていくかという方向の、次のパターンへ進むような形でね、続けていかないかん事業なんかなというふうに思うんですけども、ただ、支援するでセミナーして、相談を受けてというふうな形でいいかどうか、今後の展開があるかどうかということだけちょっと御答弁お願いいたします。

●筒井商工労政課長

相談をお受けする中で出てきた課題ということでございますけれども、その女性が再就職に踏み切れない、その理由といたしまして、短時間労働の制度とか、育児休業の制度とかはあるんですけれども、実際それがなかなかとれてないような状況ということも調査で出ておりますので、そういったことがあるかと思います。それにつきましては、労政担当といたしまして企業等への周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

それと、もう1点、企業側への支援ということもおっしゃいましたけれども、これは企業さんへの支援といたしまして、高知県の例ですけれども、出産育児等により職を離れた女性をまた正規社員として雇用される企業さんがあった場合に、その企業さんに対して一時金を支給するような事業をやっておられることもございますので、それがすぐにできるかどうかは別にいたしまして、またそういった先進事例も研究してまいりたいと思います。

○浜口和久委員

はい、わかりました。本当にこの部分で、その女性の側にこういうふうにしたら、どういうふうにしたら、役所へ相談に来て多分一緒に悩んでくれるんです。一緒に悩んでくれるんですけど、再就職したい、要は、役所へ向いて悩みを持ってみえる方は一緒に解決してほしい。

解決してほしいから、悩みを持ってくるというふうな部分なんで、一緒に悩んでくれるっていうふうな部分だけで終わってしまいそうな状況になるといけませんので、本当にこの課題解決、課題を抽出して解決するような方策をですね、次に続けていけるような状況で、考えていただきたいと思います。

今回、新規事業でございますので、期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私も就労支援事業に関しまして、少しお聞きしたいと思います。

浜口委員から、企業に対しての話もありまして、私もその辺のところ思っておりましたもんですから、支援のほうですね、しっかり考えていかないと、いくら女性が働こうと思っても働けないということがあると思いますので、その点しっかりとお願いしたいと思います。

今回ですね、これ新規事業で、セミナーだけのお話になっておるんですが、これでどこまでほんとに、つかめるのかということがすごくわからない状態でして、この後、どこまで就労としての支援を進めていこうと、ほんとうに考えておられるのか、少しお聞きしたいと思います。

●筒井商工労政課長

先ずこの事業につきましては、女性の再就職の支援ということで、少子化対策の一環として考えておりますけれども、まず、取っ掛かりの部分として考えております。

先ほど、浜口委員さんの御質問にお答えしましたけれども、この中で課題を抽出する中で、どのような取り組みが効果的か、研究して事業を進めてまいりたいと考えております。

○辻 孝記委員

わかりました。しっかりとお願いしたいと思います。

別の話させていただきます。

雇用対策全体的になんですが、今政府のほうで、まち、ひと、しごとのほうができましてですね、今回大きく出ておられるのが、U、I、Jターンの関係をどう考えるか、若者の就労支援の関係をどういうふうに考えておられるのか、大きな話になってしまいますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

●筒井商工労政課長

若者のU、Iターンということでございますけれども、大学進学等で県外へ出て行った若者に、また、地元に戻って就職していただく、そういったことは、定住人口の増にもつながりますし、また、その方が、例えば伴侶を県外から迎えられたということになって、お子さんが生まれ、そういうことになれば、少子化対策の一環にもなると考えております。

その中でU、Iターンに対する取り組みといたしまして、市が直接取り組んでおることは、まだございません。

これにつきましては、去年の6月定例会で吉井議員さんの御質問にお答えしていると思うんですけれども、県が行っております、そういうU、I、Jターンに関すると取り組みの周知啓発ですとか、そういったことに今は取り組んでいる状況でございます。

○辻 孝記委員

先ほどの話といっしょだと思っておるんですが、その就労する場所がなければ話にならないということと、それから今ですね、空き家等の問題であったりとか、農業の就労の問題であったりとか、さまざまなものがあるかというふうに思っております。

これをですね、若者に対してU、I、Jターンを考えておられる方々、また、帰ってい

こうと思う、地方へ行こうと、要するに伊勢に来ようという方を募っていけるような体制というのが必要なんだろうというふうに私は思ってるんですね。

それをもっと広域な考え方を持ちながら、それを全部集約してU、I、Jターンの考え方を持っていかないと、ただ、帰ってきていただけたらいいんやというふうな話だけではいかんのとちやうかなと思うんですが、その施策的なことを少し、お考えがあれば教えてほしいんですが。

●鈴木市長

辻委員からは働く場所をどうやって作っていくのか、それによって地方再生ですね、というふうなことが大事ななかということ。

まあ、大きくはですね、やはり働く場所としては企業さんに来てもらうことと、あとは業を起こすほうの起業の支援という、こういった二つがあらうかというふうに考えております。

こういった中で、我々企業誘致の関係にしても、企業用地が随分少なくなってきましたんで、新たな用地をどうしていくかというのが一つ課題としてあるところでございます。

また、業を起こす方の起業につきましては、会議所さんのほうとですね、これから積極的にそういった形の支援も考えていければと思っております。

○辻 孝記委員

市長御答弁いただいたので、今市長の考えはそういう考え方なんだなということが分かりました。ただ、もう少し、もっと広範囲に考えていただきたいな、というふうなことを希望して終わっときたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

山根委員。

○山根隆司委員

同じ項で、今、浜口委員から言ってもらったんですけども、答弁の中で、これからはそれを検討して研究していきたいという中で、本当に一回の開催でやれるのかな、というようにところで思います。

予算的に一回しかできない金額なんかなと思いますけど、これも、先ほどありました妊娠から出産包括支援事業という中で、女性が妊娠から働く、少子化対策中で全く一緒ではないかと、先ほど申しましたが、そのあたりと連携した中でやってもらったら、セミナーを開催するときに、やっぱり、少子化対策のと同じところでやっぱり、連携する中で、事業の内容としては女性に優しくという女性を対象とした中で、全く合体できるような支援対策としてやれるのかなというふうに感じるところであります。

その点もやっぱりちょっと考えていただいた中で少子化対策、この女性と就労支援という事業が、事業項目が違いますけど、少子化対策ということで、重点事項としては同じところになるのかなということも考えができると思いますので、そういう形をとっていただけ

れば、この開催は1回しか予算的にはないと思いますけど、何らかの形で就職支援から出産から、妊娠から出産・子育てという中で支援をするというんなら、そういう場を設けることが可能やと、当局はそういうことで、連携した中で、同じ庁内のなかでやれるという考えがあるんかないか、あればその中で前向きに考えたいと思いますので、御答弁だけお願いしたいと思います。

●筒井商工労政課長

出会い結婚から教育、思春期まで切れ目のない支援ということで、関係各課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

山本委員。

○山本正一委員

新規事業ということなんですが、これは皆さん同じような考えで、ここまで予算組をしてこれを出してくるということになると、もう少しやっぱり庁内でもなんか消化不良のような答弁ですわ。これは聞いておっても。

内々の話で、内々の話というのは、この就労支援事業ということになって、女性の再就職を目指すようにフォローしてくんやと、こう言うことなんですが、これ内々の話で、今、冒頭浜口委員も言うたけれども、相手先がおらんのや。ここには、結婚して、出産して育児で離れた人をなんとかフォローしてと、これキャリアアップになるんかいなと。

これを受けて、年1回、山根議員も同じようなこと言うったんですが、1回でどこに就職に行くんやと、何をしたいんやと。ということの質問の中で、答弁は全然ないわな。

市長の思いはようわかるんやんな、会議所と一体になってと。そうやったら具体的にこういうところへ就職を斡旋してくんやとか、このキャリアアップやで、この人は特別な何かを付けたんやと、それをやっぱしアピールしながら、市が応援していくんやというところの答弁まで出てこんと、年に1回ではたしてそこまでいくんかな。

ちょっとそこら辺の答弁をお願いします。

●筒井商工労政課長

この当初予算説明資料の37ページに就労支援事業の概要が載っておるんでございますけども、ここでその事業目的のところではかせていただいております。

これにつきまして、結婚・出産・育児等によって職を離れました女性が、育児等が落ち着いた後に再就職をしたいという考えをお持ちの傾向はございますんですけども、職を離れてから一定期間が経過しているために、再就職に対して不安を抱えているような状況がございます。こういった不安を取り除くためにも、取り除いて早期の再就職につながるような支援をするということで、そのセミナーを開催して、そういった講義等を行う、こういったことを考えております。

○山本正一委員

それはこの事業書に書いてあるとおりを讀んだだけの話で、これ私も分かりますな。これでは、まだ全然でやっぱしちょっとこう、なっちゅうんかな、当局のほうも出してくる中で、やっぱり具体的な、この後のこともこういうことを目指しとんのやと、これはただ再就職に繋げてくだけの勉強会をちょっと市がバックアップしてすんのやと、こう言うだけやもんで、これのもうひとつ後の答弁がないと、つながらへんのと違うんですか。

●藤本副市長

就労支援につきまして、いろいろと御意見をいただいていたまいりました。

今までの答弁につきましては、就労したいと、こういう方の側に立った支援ということでございましたけども、一方で、先ほども、浜口議員もおっしゃいましたけども、企業の側の支援ということもございました。辻議員もIターン、Uターンのことございましたけども、就労したい方はどういう企業に就労したいと、企業の側にとりましては、どういう技術を持った人を雇用したいか、そういった、マッチングをしていくことが非常に重要であるというふうに思っております。就労した方の支援とともに、企業が求めたい雇用、それらを把握してマッチングしてつなげていきたいというふうに思っております。

この部分については昨年、県で中小企業それから小規模事業者の振興条例というのが、昨年の4月に施行されました。この伊勢志摩地域の中で協議会を設けまして、そういった、それはIターン、Uターンのマッチングも含めてですけども、中小企業小規模事業所の振興を図っていくという中で、就労支援にもつながっていくのかなというふうに考えておりますので、そちらの中でも取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○山本正一委員

副市長が答弁をしていただいたんで、言葉を返すのものはなはだおこがましいんですが、あなたの答弁やると、Aという会社はこういう技術をもった人が欲しんやと、Bという会社は、企業によって皆違うと思うんですよ。

ところが年1回でそんなことができるんかなということの疑問もわくわな。疑問も。

それでそういうようなことも踏まえて、もうちょっとやっぱし、ああなるほどなと、それやったらこれええことやと思うんですよ、ええことやとは思いうんやけども、もうちょっとやっぱし、こう予算出して、こう議会へ諮って来るにはやっぱし修行が足らんとか、もうちょっと、何とか形を。

こんだけ質問があるということは、この件についてはやっぱし問題があるという、問題があると、消化不良やと、こういうことやと思うんですよ。そういうことのないように、これから修行してもうて、頑張ってもうて、ひとつよろしく願いして、もう終わりますわ。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

他に発言もないようでありますので、款5 労働費の審査を終わります。

以上で労働費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時58分

再開 午後 2 時58分

◎杉村定男委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日はこの程度で散会し、9日、13時30分から継続会議を款6 農業水産費、項1 農業費、目1 農業委員会費から審査を続行したいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定し、進めさせていただきます。

本日御出席の皆さんには、開議通知を差し上げませんから、御了承いただきたいと思います。

それではこれをもって散会いたします。

どうも御苦勞さんでございました。

閉会 午後 2 時59分

上記署名する。

平成27年 3 月 6 日

委 員 長

委 員

委 員